

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成26年10月21日

摂津市議会

# 目 次

建設常任委員会

10月21日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第5号の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長） 質疑（森西正委員、野原修委員、木村勝彦委員、弘豊委員）	
認定第2号の審査 .....	30
補足説明（水道部長） 質疑（森西正委員、野原修委員、木村勝彦委員、弘豊委員）	
採決 .....	60
閉会の宣告 .....	60

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成26年10月21日(火) 午前9時59分 開会  
午後4時43分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 藤浦雅彦      副委員長 弘 豊      委員 木村勝彦  
委員 森西 正      委員 野原 修

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 吉田和生  
土木下水道部長 山口 繁      同部次長事兼下水道業務課長 石川裕司  
下水道事業課長 檜本宏充  
水道部長 渡辺勝彦      同部次長兼総務課長 豊田拓夫  
同部参事兼浄水課長 池上敦実      営業課長 小明哲也      工務課長 末永利彦

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 川本勝也      同局主査 田村信也

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第5号 平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第2号 平成25年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○藤浦雅彦委員長 ただいまから、建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

認定第5号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 おはようございます。

それでは、認定第5号、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

決算事項別明細書に従いまして、まず歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の74ページをお開き願います。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1公債費負担金は、吹田市及び茨木市の下水が本市の公共下水道に流入していることから、当該公共下水道管の建設費に係る起債の償還に合わせ、両市より負担金を収入しているものでございます。

目2受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じて賦課徴収する負担金でございます。なお、不納欠損額は、時効などにより債権が消滅したものでございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は、下水道使用料及び下水道敷地占用料でございます。なお、不納欠損額は、時効などにより債権が消滅したものでございます。

項2手数料、目1下水道手数料は、指定工事店登録手数料、責任技術者登録手数料及び水路敷地境界明示手数料でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目

1下水道事業費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金でございます。

款4繰入金、項1、目1一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

款5諸収入、項1資金貸付金返還収入、目1水洗便所改造資金貸付金返還収入は、水洗便所改造資金貸付に係る返還金でございます。

項2、目1雑入は、安威川流域下水道負担金、精算返戻金、雨水幹線建設負担金、支払督促費取戻金及び日本下水道事業団負担金精算返戻金でございます。

76ページをお開き願います。

款6、項1市債、目1下水道債は、公共下水道事業債、流域下水道事業債及び資本費平準化債でございます。なお、借入先は全て財務省となっております。詳細につきましては、決算概要の226ページから227ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

款7、項1、目1繰越金は、前年度繰越金でございます。

款8府支出金、項1府負担金、目1下水道事業費府負担金は、十三高槻線下水道施設移設負担金でございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

引き続き、歳出につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算概要の230ページから235ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

78ページをお開き願います。

款1下水道費、項1、目1下水道総務費につきましては、その執行率99.2%でございます。主な内容といたしましては、節2給料から節4共済費までは、下水道業務課及び下水道事業課職員7名と短時間勤務職員1名の人件費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会、日本下水道事業団などに対する負担金でございます。

節27公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

項2下水道事業費、目1下水道管理費につきましては、その執行率98.9%でございます。主な内容といたしましては、節7賃金は、下水道施設の維持管理に係る臨時職員賃金でございます。

節8報償費は、受益者負担金の納付に係る前納報奨金でございます。

節11需用費は、下水道施設の維持管理に係る光熱水費、修繕料などでございます。

80ページをお開き願います。

節12役務費は、ポンプ場などの維持管理に係る通信運搬費と下水道施設及び公用車の保険料でございます。

節13委託料は、下水道使用料徴収事務委託料及び下水道施設の維持管理に係る委託料などでございます。

節15工事請負費は、大阪府が整備しております都市計画道路十三高槻線の道路改良に伴う下水道管移設工事費でございます。なお、委託及び工事内容の詳細につきましては、事務報告書の247ページと256ページから262ページをご参照願います。

節16原材料費は、マンホールぶたなどの材料費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道の維持管理に係る負担金と水洗便所改造費用に対する助成金などでございます。

節21貸付金は、水洗便所改造費用に対する貸付金でございます。

目2下水道整備費につきましては、その執行率81.6%でございます。その主な内容といたしましては、節2給料か

ら節4共済費までは、下水道事業課職員6名と短時間勤務職員1名の人件費でございます。

82ページをお開き願います。

節11需用費は、公共下水道整備事業執行に係る設計図書の印刷製本費などでございます。

節13委託料は、工事設計他委託料及び家屋調査委託料でございます。なお、委託内容につきましては、事務報告書の263ページをご参照願います。

節15工事請負費は、14件の公共下水道工事などの請負費であり、約1.7キロメートルの管渠を布設いたしております。なお、工事内容につきましては、事務報告書の265ページから267ページをご参照願います。

節19負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道施設の建設に係る負担金でございます。

節22補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う水道管などの移設費でございます。

款2、項1公債費、目1元金につきましては、その執行率99.9%でございます。その内容といたしましては、節23償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本費平準化債の元金償還金でございます。

目2利子につきましては、その執行率99.9%でございます。その内容といたしましては、節23償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本費平準化債の利子償還金でございます。なお、市債現在高及び償還の状況につきましては、決算概要の228ページから229ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

款3、項1、目1予備費は、執行いたしておりません。

なお、85ページに、実質収支に関する内容を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

それでは、まず決算書のほうの歳入のほうで、74ページの分担金及び負担金の受益者負担金のところで、不納欠損額が4万7,870円、収入未済額が71万9,200円というふうなことが出ておりますけれども、この平成25年度に限ったことではないんですけれども、不納欠損が生じておる中身について教えていただけたらというふうに思います。

続いて、その下の使用料及び手数料の下水道使用料。こちらのほうが不納欠損額が337万5,988円、収入未済額が6,055万4,590円というふうになっております。この点も不納欠損額、多額な不納欠損額が出ております。どうということであるのか、お教え願いたいというふうに思います。

続いて、款5諸収入のところの資金貸付金返還収入、こちらのほうの水洗便所改造資金貸付金返還収入ですけれども、こちらは収入未済額が431万3,700円というふうなことで、不納欠損額がゼロであります。不納欠損額がゼロということは、徴収にご努力されているんだろうというふうに思いますけれども、この点、受益者負担金と下水道使用料の不納欠損額が出ていて、ここの水洗便所改造資金貸付金返還収入では、不納欠損額

がゼロになっております。受益者負担金と下水道使用料も不納欠損額がゼロにできないものか、その点、お答えをいただきたいというふうに思います。

続いて、76ページですけれども、市債の下水道債です。ここで公共下水道事業債が1億7,740万円、流域下水道事業債が4,700万円、資本費平準化債が12億7,500万円となっております。これは、利率のほうが公共下水道事業債が1.40%、流域下水道事業債が1.40%、資本費の平準化債が1.10%となっております。平成24年では、公営企業借換債が発行されていて、平成25年度は公営企業借換債が発行されておられませんけれども、この点、発行されていないのはなぜなのか、教えていただきたいと思います。

決算概要221ページの中で、資本費平準化債の発行を引き続き行っていますと。歳出は、後年度の利子負担軽減策として、高金利のものを一部繰上償還していますというふうなことで記載をされていますけれども、もう少し具体的に、どういうふうにされておられるのか教えていただきたいというふうに思います。

決算概要の歳出の230ページですけれども、下水道業務課のOA機器管理事業で、執行率が48.8%となっております。全般的に消耗品費、修繕費は予算が出ていますけれども、決算がゼロであります。これは修繕がなかったということだというふうに思うんですけれども、パソコン保守委託料、そして電子複写機レンタル料で残額が生じております。これはなぜなのか、教えていただきたいというふうに思います。

同じく230ページの水洗便所普及事業です。これが執行率が34.5%でありまして、水洗便所改造助成金、水洗便

所改造資金貸付金というところで、多額の残額が出ております。これは、申請がなかったからだというふうなことだというふうに思うんですけども、その点、決算との間に少し乖離があるというふうなこと、どのように考えておられるのかお聞きしたいというふうに思います。

次に232ページですけども、公共下水道整備事業です。この中で、公共下水道工事に残額が多額に出ておまして、これは入札によってというふうなことだというふうに思いますけれども、これは約2割を超えた残額が生じておるというふうなことでありまして、その点、予算と決算との差で2割以上の残額が出ておるといふことをどのように考えておられるのかお聞きしたいというふうに思います。

その下に水道管移設替外というふうなことで書かれております。これは、決算書では、これは補償、補填及び賠償金というふうなところで出ております。その中身がどういうふうなものであるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 それでは、答弁をお願いします。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 まず、受益者負担金の不納欠損の内容でございますけれども、これは平成17年度に賦課をしたもので、平成25年度末に時効を迎えるものを不納欠損したものでございます。

受益者負担金については、5年で時効になるということから、平成25年度に4万7,870円の不能欠損を行うものでございますけれども、内容は2件は居所不明、1件については生活困窮で、また差し押さえの財産もないということの不納欠損をしております。

2点目の使用料の不納欠損でございますけれども、使用料も5年で時効になりますので、不納欠損を行っておりますけれども、その内容につきましては、転出先が不明等、居所が不明というのが約290件、本人が亡くなっているというのが26件、会社倒産等によるものが40件という内容でございます。

未済額につきましては、多額でございますけれども、一つには当該年度の収入とならずに、翌年度の収入になってしまうものが発生します。これは、銀行等の振込日であったり、暦の関係でどうしても期日までに水道部のほうに入っていないようなもので、結果的に下水道業務課に5月末までに収納されないようなものがあり、これが翌年度の収入となって、未済額の中に入ってきているということでございます。これが例年、多額の未済額が発生する一因になっております。

それから、貸付金でございますけれども、不納欠損はゼロということでございます。貸付金につきましては、私法上の債権ということで、10年で時効にはなるんですけども、相手から時効の援用がされない、つまり10年を経過しているので払いませんという意思表示がされないものについては、これは10年を超えるものでも不納欠損はできないということになりますので、10年を超えているものもございまして、不納欠損としては発生していないということでございます。

4番目の市債のほうですけども、平成24年度には借換債を発行して、平成25年度には発行していません。借換債の場合は、一定の要件に該当する場合に借り換えができるということになっておりますので、平成25年度については、そういう要件に該当するものがなかったということでございます。

次に、繰上償還ということでございますけれども、平成25年度に繰上償還を行っておりますけれども、これは大阪府の貸付金のほうを返還したというものでございます。

6点目のパソコン等の保守費用関係で、不用額が発生しているということでございますけれども、これは当初、パソコンにトラブルがあった場合に、本庁のほうに来ていただいて対応していただくというような費用を見込んでおりましたけれども、そういったトラブルも発生せずに、不用額となったということでございます。

それから、水洗便所普及事業で、これは不用額が多いということでございますけれども、これは貸付金、助成金ということでございまして、貸付金については、年間、平成25年度ですと10件程度、貸付を利用されております。助成金については、1件当たり5,000円ということでお支払いしておりますけれども、予算額については、啓発等で水洗化を促進していかなければならないということで、啓発も積極的に行っております。そういう中で、ある程度の予算を確保しておかなければ、予算がないばかりに貸付とか助成ができないというようなことも困りますので、啓発を行っていく中で、最大限考えられる額というのを予算計上しているということでございます。

○藤浦雅彦委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 森西委員の下水道事業課に関するご質問についてお答えさせていただきます。

まず、下水道整備事業の公共下水道工事の残額が多いということに関するご質問についてお答えさせていただきます。

まず、これにつきましては、平成25年度末に社会資本整備交付金の追加の要望の調査が来ました。これにつきまして、

私どもは、その要望について手を挙げました。その条件としましては、繰り越しの発注を認めるというような条件でございましたので、それに合わせた額、約1,700万円を繰越額として計上しております。その分が残額の中に入っているために、通年よりも若干多い額になっているという形になっております。

次に、移転補償費の内容についてというご質問についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、水道管移設替外ということになっておりまして、昨年度につきましては、水道部による移転工事費が3件、それから大阪ガスによるガスの移設工事が1件ございました。昨年度につきましてはなかったのですが、そのほかに家屋被害補償という分、工事によっての家屋被害が起きたかどうか、それについての補償についての分もこの中には含まれております。残額が多いということにつきましては、水道部及び大阪ガスの工事の精算金及び年度末でも家屋被害の申し出が出てくる可能性があります。この分についての若干の当てがいのものも必要となってきますので、残額がこのような形になっています。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、負担金と使用料、水洗便所改造資金貸付金返還収入の不納欠損額の分はわかりましたけれども、居所不明の方、亡くなられた方、もしくは会社が倒産をされたところというのは、回収は不可能だというふうに思いますが、居所不明はなくしていかなければならないというふうには思うんですけども、その点の把握というのはどのようにされているのかということと、居所がわかって、徴収ができないという方がおられるのか、その点を教えていただ

きたいというふうに思いますし、下水道法では、3年以内に排水設備工事を行うというふうなことになっておりますけれども、この点をまだ工事をされていないというふうなところは、市内ではまだまだたくさんあります。これは、以前から議論をされているところでありますけれども、水洗便所の普及を図っていくというところで、ご努力はされているというふうには思いますけれども、それがなかなか思うようには進んでいないというところがあるかというふうに思いますけれども、その点を今後どのように考えておられるのかお聞きしたいというふうに思います。

それと、例えば費用の面で、水洗便所化したときの下水道の料金と、そのままくみ取りのままであったときの金額の差ですね、要するに支払いの差がその辺にあるのではないかなというふうには思うんですけれども、それだったら費用がかかるからそのままにしておこうというふうな市民の方もおられるのではないかなというふうには思うんですが、その点、どのように考えておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

それと、市債の件ですけれども、公共下水道事業債が1.4%で、流域下水道事業債が1.4%、資本費平準化債が1.1%ということでありましてけれども、今現在、高い利率のものがあるのかどうか、その点を教えていただきたいというふうに思います。

その利率の高い市債ですけれども、それを安い利率のほうにどうにかできないものか、対応をとられておられるのかお聞きしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 債権の回収で、居所不明というようなものについての把

握ということでございますけれども、受益者負担金については、下水道業務課のほうで対応しております。いつの間にか住所が変わっていて、どこに移ったかわからないというようなケースもございます。そういったことがないように、早目早目に情報等を得るために現地のほうに赴きまして、そういったことがないように対応してるつもりなんですけれども、どうしてもつかみ切れない、把握できないというものが受益者負担金の場合には発生しております。

下水道使用料につきましては、水道部のほうに徴収委託をしております、水道部のほうで督促、催告、さらには給水停止等の手段を講じられて債権の回収を図っておられるところなんですけれども、何分にも件数も多い中で、なかなか居所というのを把握し切れない部分があるというふうに聞いております。

こういった中で、どんな対応を考えているのかということでございますけれども、平成25年度から未収となった早期の段階でコールセンターから電話をかけていただいて納付を促すというようなこともやっております。水道部のほうの取り組みとしては、給水停止の回数をふやしたり、さらには催告の回数をふやすなど、ご努力もされているというふうに聞いております。

それと、2点目で、くみ取り便所については、3年以内に水洗化しなさいというようなことが決まっておりますけれども、これがなかなか守られておりません。一つの原因としては、生活困窮であるとか、これは3点目の質問にも係りますけれども、下水道料金に比べて、し尿処理手数料のほうに相当安いということもあろうかと思っております。

そういったものについて、今できる手

段としては、直接相手にお会いして、早期に水洗化をしていただくようお願いをしていくという、こういった地道な取り組みしかないのかなと。貸付金、助成金の制度はございますけども、貸付金については、ほぼ平均の排水設備工事費に見合う貸付額、くみ取り便所で30万円、浄化槽で25万円というのがほぼ平均的な排水設備工事の費用だと考えておりますので、これについては、現状のままで特に改定等は考えておりません。

助成金については5,000円ということで、これも以前と変わりはないんですけども、本市の場合は、貸付制度と助成制度を併用できるということになっておりまして、他市等では、貸付をする場合は、例えば助成は行いませんよというようなこともあるわけで、そういった現行の制度で、今、水洗化率も95%を超えるような、これは府下の平均水準を若干上回る水準だと考えておりますけども、一定の水準に到達していると。

し尿くみ取り便所、浄化槽便所についても、毎年減少しているのは事実でございます。水洗化に踏み切れない方というのは、やはり借地・借家の問題に起因して手がつけられないという方、それから建物のリフォーム等に合わせて水洗化をされるという方、さらには独居老人等で水洗化に対する意欲が余りないような、こういった方も相当数あると考えておりますので、そういった方について、市として何ができるのかというのは、今後の研究課題かと思っております。

それから、4点目の市債でございますけども、利率の高いものがどの程度あるのかというご質問でございますが、平成25年度の決算ベースでいいますと、大体利率が高いと思われるのが5%以上かなと思うんですけども、5%から6%未

満というのが9.3%ございます。6%から7%というのが5.3%、7%から7.5%というのが0.65%で、全体の起債残高の中で、5%以上というのが大体15%程度あるということでございます。

ちなみに、1%未満というのが6.3%で、1%から2%というのが29.9%、2%から3%未満というのが23%、3%から4%というのが7.7%、4%から5%というのが17.3%ということで、最近は利率はかなり下がっておりますので、5%を超えるというようなものは、先ほど言ったように、15%未満にとどまっているという状況でございます。

借り換え等ができないのかというご質問でございますけれども、先ほども言いましたように、繰上償還をする場合には、一つは現在、補償金、利子相当分を払わなければならないというようなものもございまして、借り換えをする場合にも、一定の要件、例えば財政力指数が1未満であるとか、そういった要件がございます。本市の場合は、そういった借り換えできるものが少ないという中で、平成25年度については、大阪府からの貸付金、これについては大阪府との協議により繰上償還することができたものなんですけども、財政融資金等、国の資金については、先ほど言ったような要件に適合しないため、今の状況では借り換えはできないということでございます。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 そうしましたら、し尿処理手数料と下水道使用料の差の件についてですけれども、やはり市民からしますと、処理をしていただいているというふうなところでのサービスを市から提供を受けているということであれば、やはりそ

の辺は公平な形でもって処理をするというふうなことが、市の立場であれば、そういうふうにしていくというのが本来であるのかなというふうには思うんです。なかなかし尿処理をされているところ、くみ取りというふうなところは、所得が低い方もおられたり、なかなか難しい部分はあろうかというふうには思いますけれども、借家で貸されているところといえますか、そういうふうなところは、何らか対応ができないものか。そこで賃貸収入を受けておられるわけですから、収入がある方でありますので、そういうふうなところの方に何らかの対応、対処というのができないものか、やはりその点の考え、もう一度、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、市債に関してですけれども、ご努力はされていて、平成25年度は大阪府の貸付金の返還をしていただいているということでもありますけれども、今、財政力指数とか、そういうふうなお答えをいただきました。現状の摂津市では、なかなか厳しいというふうなお答えをいただいたんですけれども、できる限り何か対応ができないものか検討しながら、利率の低いものに変えていくというふうなことが市民にとって、下水道使用料を徴収していただいたり、受益者負担金を徴収していただいたり、その分が利率が高ければ、そちらのほうに歳出として回ってしまうというふうなことでありますから、その点は十分に研究をしていただいて、何か対策がとれないものか、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

し尿処理手数料とその点だけよろしくお願ひします。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 確かに使用料

に比べて、し尿処理手数料というのはかなり安いということで、市の手数料でしたら、ひとり世帯であれば月に300円、年間でも3,600円です。下水道使用料については、基本料金でも月に大体1,000円ぐらい要するということなので、年間で比べるとかなりの差があるというのは事実でございます。

公平な対応ということで言えば、し尿も処理費はかかっているわけなので、それに対応したような手数料を設定すべきなのかもわかりませんが、やはり委員が言われましたように、なかなか厳しい家庭もございます。これを見直すというのは、今の時点では考えてはおりません。ただ、くみ取りの世帯、借家等への対応ということではありますと、家主さんのほうに啓発をして、切りかえてほしいというようなことは以前からやっておりますし、今後も啓発をかけていきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 今、ご答弁いただいたんですけれども、やはり全ての市民が処理というサービスを受けているのであれば、その辺は公平にぜひとも考えていただきたいというふうに思いますし、借家の件をお話しさせていただきましたけれども、以前から啓発はされていますと。されているけれども、なかなか借家の持ち主の方に水洗化をしますよというふうなことをおっしゃっていただかなければ、やっぱり水洗化というふうなのは進みませんので、そこにはまた費用がかかるというふうなことだというふうには思うんですけれども、ぜひとも、もし水洗化になったとしても、下水道の使用料を納める方はどの方かというふうなことにもなってきますので、その辺の対策を研究をしていただいて、借家の方にはどうにか徴収

というふうなこととかが無理なのか。水洗化というふうなことで、今まで話をさせていただいて、啓発をしていただいていますけれども、なかなかそれが前に進んでおられませんので、それであれば、し尿の処理のほうで何かから対応ができないものか、ぜひとも検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○藤浦雅彦委員長 ほかにご質問ありますか。

野原委員。

○野原修委員 おはようございます。

それでは、数点質問させていただきます。また、森西委員と重なる部分は、なるべく避けて質問させていただきますが、重なる部分は、視点を変えて質問しますので、ご答弁よろしくをお願いします。

それでは、まず1点目、平成25年度公共下水道の普及率の現状と取り組みを教えてくださいと思います。

2点目は森西委員からもありましたが、水洗化率の向上の取り組みは府下水準にあるという答弁がありました。また、今からどうしていくのという課題について、森西委員のほうからも提案がありましたが、もう少し詳しく、府下水準であるから、そこでいいんだというのか、今後、市としての取り組みを聞かせていただきたいと思います。

3点目としまして、決算概要230ページの水洗便所改造助成金、予算が150万円で、執行が59万5,000円で、残額が90万5,000円、これは今、助成金として5,000円という形を助成されておりますが、この5,000円のあり方がいいのかどうか。また、先ほどの答弁の中で、予算が150万円あって、残額が90万円ありますが、啓発がうまくいって、水洗化をしていきたいと

いうところで予算が足らなくなって、助成金が出せなくなったら困るので、予算は150万円とっておられるという趣旨の答弁があったように理解しますが、予算の残額の90万円、執行が90万円で残額が59万円、60万円ぐらいであればまだわかりますが、その辺のところ、残額のほうが多くなっております。ということで、繰り返しになりますが、助成金の5,000円のあり方について、どう考えておられるのかお聞かせください。

続きまして、水洗便所改造資金貸付金、これも674万8,000円あって、執行されているのが225万1,000円で、残が449万7,000円で、先ほどの答弁では、貸付の方が10件あったというようにお聞きしております。これほどしか貸付の申請をされていないということの問題点と、その啓発の仕方をお聞かせいただきたいと思います。先ほどの答弁の中で、府下でも助成金と貸付金を併用して出しているのが摂津市と、ほかに他市にもあるかわからないですけど、他市もそういうところがあるんだったら、そういう他市の執行率というのか、その辺がどういう形になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、4番目として、決算概要の230ページ、ガランド水路親水施設管理事業の中で、せせらぎ水路等清掃委託金が108万6,246円の内容をお聞かせください。

決算概要230ページ、5番目としまして、公共下水道管理事業の水質分析委託料108万5,700円の内容をお聞かせください。

6番目としまして、これも230ページの下水道管しゅんせつ外委託料270万5,535円の内容をお聞かせください。

7番目として、決算概要232ページ  
の下水道管渠内調査委託料945万円の  
内容をお聞かせください。

8番目としまして、決算概要232ペー  
ジのポンプ場管理事業の集中管理室維持  
管理業務委託料1,989万7,500  
円、これは、平成22年度から平成25  
年度の契約になっておったかと思いま  
すが、これの内容を教えてくださいとい  
います。

9番目として、決算概要232ペー  
ジの集中管理室取水ゲート施設保守委託  
料120万7,500円の内容をお聞かせ  
いただきたいと思います。

10番目として、雨水幹線の整備につ  
いての考え方をお聞かせいただきたいと  
思います。

続きまして、決算概要230ページ、  
下水道使用料徴収事務委託料の3,58  
1万円の内容をお聞かせいただきたいと  
思います。

12番目としまして、安威川以北の合  
流式の下水の日常の管理をどのようにさ  
れているのかお聞かせいただきたいと思  
います。

○藤浦雅彦委員長 それでは、答弁お願  
いします。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 私のほうから  
助成金、それから貸付金、それと使用料  
の徴収委託料についてお答えをさせてい  
たきます。

助成金でございますけれども、現行5,  
000円ということで、不用額も多いわ  
けなんですけれども、先ほどもお答えし  
ましたように、予算では、啓発をかけて  
いる中で、一気に水洗化が進む可能性  
もあるので、そういったことも考え、予  
算措置を講じているということでござ  
います。

5,000円自体の考え方なんですけ

ども、以前から、この助成金をもっと  
上げれば効果があるのではないかとい  
うようなことは言われているわけなん  
ですけども、費用対効果というところが  
明らかにできないと。近隣では、高槻  
市はたしか助成金は2万円ぐらいだ  
ったと思うんですけども、それでも水  
洗化率としては余り大きな差はな  
かったように記憶しております。

先ほども言いましたように、水洗化  
しなくてもできない事情であったり、  
もしくは高齢で意欲が乏しいという  
ような方について、助成金だけでは  
難しいところがあるのかなと考えて  
おります。

それから、貸付金でございますけど  
も、これも不用額がかなり多いとい  
うことなんですけど、助成金と同様  
の理由で、予算上は考えられる最大  
値を計上させてもらっております。

利用者が少ないという一つの原因  
としては、これは、貸付に当たって  
連帯保証人が必要になってくるとい  
うことがあろうかと思えます。さら  
に、指定工事店制度となりまして、  
排水設備工事費自体が以前と余り  
変わらない、逆にちょっと下がって  
いるというようなこともあって、貸  
付を利用するまでに至らないとい  
うようなこともあろうかと思えます。

他市で、貸付制度と助成制度をど  
ういうふうにされているのかという  
のは、手元に資料はないんですけど  
も、高槻市でいいますと、貸付金  
と助成金とは併用できない制度に  
なってるというふうに聞いており  
ます。

あと、下水道使用料徴収業務委託  
料でございますけれども、水道部の  
ほうに下水道使用料の徴収を委託  
しております。それに必要な経費  
を負担しているわけなんですけど  
も、徴収業務に係る経費を調定  
件数で案分したその50%を下水  
道が負

担している。本来であれば、調定件数で案分して払うべきなのかなと思うんですけども、水道部のほうで、50%ということで、今現在は調定件数で案分した額に、さらに50%を乗じた額で下水道が負担しているということでございます。

○藤浦雅彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 野原委員よりご質問の下水道事業課に関するご質問についてお答えさせていただきます。

まず、公共下水道の普及率の現状ですけれども、今年度普及率は98.4%になっております。

次に、ガランド水路、せせらぎ水路などの清掃委託料の内容についてということのご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、ガランド水路、せせらぎ水路の清掃及び施設の簡易な修繕の維持作業を業務委託しており、これはシルバー人材センターのほうに業務委託をしております。

次に、下水道管理事業におけます水質分析委託料についての内容についてお答えさせていただきます。

水質分析につきましては、下水道の管渠に流れる水質の分析を委託しているものでございまして、市内、月例調査として10地点で年に10回、特定事業所で年に2回の水質分析を行っております。この水質分析によりまして、下水道法によります水質の管理の資料に供するものとして使っております。

それから、排水管のしゅんせつについての考え方でございますが、一般会計と同様で、公共下水道管の管詰まりに対応するものでございまして、単価などの決め方につきましては、水路などと同じようなときに、一緒に単価も決めます。それで、主に管路になりますので、車両に

つきましてはジェットの車両を使って、強制的に管に詰まっている分を排出させるというのが主な作業になっております。これにつきましては、主に市民の方々から水の排水が悪いとか、そういうときに調査に行きまして、下水道本管が詰まっている場合には緊急で対応する、あるいは今までで管詰まりが起きたところにつきましては、職員のほうがみずから調査をしまして、事前予防という形でしゅんせつの作業をさせてもらっております。

次に、管渠内調査業務委託についての内容についてお答えさせていただきます。

下水道の管渠内の損耗状態につきまして調査するというもの、内容としてはそういう形になっております。これにつきましては、800ミリメートル以上の管につきましては人力の目視によるもので、800ミリメートル未満につきましては、カメラを使って損耗ぐあいを調査するというものでございます。

次に、ポンプ場管理事業におきます集中管理室維持管理業務委託料についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、平成25年度におきましては、平成25年5月1日から3年の契約で行っております。この内容につきましては、集中管理室の人員配置について、委託内容としては主に決めております。3月から10月までは終日対応を行っております。11月から2月までは、夜間につきまして17時から9時までは週7日対応、9時から17時までは週5日の対応をとっております。また、大雨警報や注意報が出たときには、2名体制で行うような形になっております。

次に、集中管理室のゲート施設保守委託料につきまして内容をお答えさせていただきます。これにつきましては、市内

にあります27施設の保守点検を行っております。あと、ゲートの点検や除塵機の点検の整備なども行っております。これによりまして、市内各施設の維持管理の充実を図るものとなっております。

次に、雨水幹線の考え方ということで、どのように整備していくかという考え方についてお答えさせていただきます。

雨水幹線、今、懸案になっておりますのは、東別府と、それから三箇牧のほうの水路から鳥飼雨水幹線のほうへ流す分、この分について、まず一番最初に優先的に雨水管の整備を進めていきたいと考えております。これにつきましては、特に東別府につきましては、東別府の地域の雨水の浸水防除のために効果的であるということと、それから三箇牧のほうにつきましては、番田水路に番田水門ができたことによる番田水路の浸水の防除に大きな効果が発生すると考えています。そのほかにつきましては、幹線ではなくても、浸水履歴の多いところにつきましては、できるだけ優先的に雨水の整備できるところから進めていきたいというふう考えております。

最後に、安威川以北の水路の管理についてのご質問についてお答えさせていただきます。

水路の管理につきましては、常時、地元の水利委員などと連携をしております。主に、水路の用水を流すときに支障があるとかということについての支障の除去に努めております。主に草及び泥などがたまっているということが多くありますので、その辺についての除去に努めております。あと、地元のほうで、これはしゅんせつなどもされておりますので、その辺の連絡もしながら、維持管理を進めてるところでございます。

それから、水洗化率の向上についての

取り組みなんですけれども、先ほども何度もお話しさせていただいているとおり、やはり啓発、これしかないのかなと考えております。

○藤浦雅彦委員長 山口部長。

○山口土木下水道部長 今、樫本課長が水洗化工事のことについて、啓発がメインと言っておりますが、平成25年度、水洗化ができていない台帳とか全部作成しておりますので、その作成をもとにして、この下半期で啓発等をしていくようにしておりますので、よろしく願いいたします。

○藤浦雅彦委員長 野原委員。

○野原修委員 1番目の普及率の現状と取り組みということで、今、98.4%の普及率という形なので、平成26年度、最終目標は100%になろうかと思うんですけど、その辺の計画、取り組み、これは府下の水準で100%というのはなかなか大阪市でもなっていないので、難しいかと思いますが、その辺の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

それから、水洗化率向上の取り組みで、今、部長のほうから教えていただきましたような形で、平成25年度にこれは一応整理して、平成26年度からそういう啓発運動とかそういうのに取り組むという形なんでしょうかね。それなら、平成27年度の予算にどういう形で反映されてくるかというのは示されるわけなんでしょうかね。その辺のところと、府下水準にあるというような石川次長の先ほどの答弁にあって、うちはどの辺のところを目指して今後、水洗化率の向上に取り組んでいくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

水洗便所改造資金貸付金、他市の取り組みでどういう形になっているかわからない。また、高槻市のほうでは、うちで

は5,000円の助成金を2万円にしても、さほど進展はないというようなご答弁をお聞きしたんですが、この助成金、なかなか困っておられる方、また3年以内に水洗化してくださいというような形で、啓発は今までもずっとされてきていても、やはりそれを取り組んでももらえないというところに、もう一度、何らかの問題があるから、今まで一生懸命取り組んでもらっていても、このような貸付金と助成金の進まない原因はあろうかと思うんですが、貸付金の場合は保証人とかいろいろな手間がかかるとか、今、指定業者以外の部分でできるので、安くでできるので、貸付金というものを使う人も少なくなっているというようなご答弁がありました。そうなるべくと、貸付金の金額をもう一度見直して、こういう形の啓発、先ほどから言われていますような形で、啓発が成功したときには、どっどっこういうのを使われるときには使えるような予算組みをするということも必要かとは思いますが、その辺のところの考え方をもう一度、お聞かせ願いたいと思います。

ガランド水路、せせらぎ水路であります。これは地元と協力していただいて、これは下水の再生利用という形で、大阪府下でも、摂津市がそういう形で取り組んで、他市に自慢できる水路であります。そういった中で、地元の方と4か月に1回ですか、市の職員の方も一緒になって、その管理をしていただいて、1円でも少ない費用にするために、職員の方が一生懸命取り組んでもらっている、汗をかいてもらっているという事実はわかりませんが、そういった中で、地元でこういうことを続けてもらう中で、いま一度、そういう協力の仕方、また集まられた方にその都度、それぞれ家のほうで花を植え

てもらおうような、そういう苗木というか、花の小さいやつを配ったりしていますが、その辺の予算なんかはどういう形でされているのか、お聞かせ願いたいと思います。地元の方もそうやって来てもらって、自分らがその水で周りの樹木に水をやれるという形のところで、植木を枯らさない節水という形のところで、節電ということで節水した中で、そういう樹木に対するいろんな影響もあったところで、できればそういう形で、これは1年間流してほしいという地元の要望もある中で、費用を少しでも抑えるためにそうやって職員の方に出てもらって、また集まってもらった方にも4か月に1回、そういうところに集まってきて、清掃してきれいになったというほかに、自分らの家々でまたそういう小さい花も植えれるというような形の公園みどり課のほうも取り組んでいる、今、市民の方がそういう先生役となって、それぞれのまちをそういう形できれいにしていこう、また自分らの家々のところでいろんな草花を植えていこうという取り組みもありますので、そういった中で、ここで集まってもらっている方に、今、形として花のそういった小さいものをお渡しされているんですけど、これを今後どういう形でされているのか、どういう形で今渡されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、水質分析であります。管渠を月例で10か所のところで水質検査をされているという形で、これは何か問題があったときには、すぐ対応できるような連絡をとれているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、下水道管しゅんせつ外委託料のところでもあります。中で詰まるとか流れが悪い、悪臭がするというところでは調べてもらって、ジェットなんか

で清掃してもらっている、市民からの連絡とか、そういうことが一番の情報ですね。そういうのでこの執行額になっておろうかと思いますが、これは定期的に管をしゅんせつ、職員の方も日常、そういう点検に回られたりして、市民からのそういう情報があってこれはやられるのか、そのほかに定期的にそういう形をやられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、管渠内調査委託料であります。管が整備された時期ですね、何年ぐらいから、下水管が整備されているか、その耐用年数がどのぐらいあるのか、また更新計画はどういうぐあいにされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

集中管理室維持管理業務であります。今、ゲートが25か所あるんですかね。その中で、昼が2名で夜1名という形で見られていると思いますが、この契約は一般競争入札なのか、どういう形の契約内容でそれをされたか、お聞かせください。

それから、集中管理室取水ゲート施設保守委託料のところは、施設の管理という形で契約された。これも契約内容をお聞かせ願いたいと思います。

雨水幹線の整備については、今、整備率がどのぐらいか、お聞かせ願いたいと思います。

下水使用料徴収事務事業のところ、今、水道のほうと半分以案分をされているという形はありますが、そのときに検針業務に回られている水道の方で、下水にとっての情報をどのように共有されているのか、過去、そういう形、先ほどありました不納欠損のところ、時効になったような形の問題もある中で、そういうことが起こらないような対策とか、そういう情報の共有をどのようにされている

のかお聞かせください。

以北の合流式の水路の管理であります。これは地元の水利委員とそれぞれ情報を密にさせていただいて、そういう形の日常の業務に取り組んでいただいているということで、これはそれで理解できました。

○藤浦雅彦委員長 それでは、答弁を求めます。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 貸付金の予算計上の考え方というご質問だったかと思うんですけども、先ほども言いましたように、啓発を一生懸命やっていく中で、数年前までは、貸付というのは数件程度しかなかったんですけども、平成25年、また平成26年も貸付件数はふえております。平成27年度以降もふえてくる可能性もあるので、そういった可能性を考慮しつつ、一方で、不用額が大きいということもございますので、決算の額も見ながら、予算計上に当たっては、そこら辺を考慮していきたいと思っております。

それから、徴収事務事業の中で、検針員からの情報共有ということでございますけども、以前も無届工事もしくは市のミスによって使用料が徴収できなかったというものがございました。以降の取り組みとしまして、一つには、検針員から随時、ここは下水道を使っているんじゃないかというようなものがあれば、そういった情報をいただくということになっております。さらに、下水道業務課の取り組みとしましては、水道の名義人が変わったようなケースで、切り替え工事が行われることもございますので、そういった場合には現地のほうに出向きまして、現地を確認する、使われているかどうかを確認するというようなことも行っております。こういった取り組みによりまし

て、無届工事の早期摘発というのも現状はできておると認識をしております。

○藤浦雅彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 では、野原委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、水洗化率の向上についての取り組みについてお答えさせていただきます。

これにつきましては、先ほど部長の話したとおり、職員で回ってやっていきます。それで、来年度につきましても、予算をあてがうというよりは、私どもの職員のほうで今後もこの作業を続けていきたいと考えております。

次に、普及率についての今後の取り組みということのご質問についてお答えさせていただきます。

普及率につきましても、ほとんど汚水のほうは整備のほうで済んでいる状態にはなっております。しかし、まだ足りないところ、いろいろな部分に問題をはらんでいるところはあるんですけども、目途としましては、やはり年間大体0.1%伸びるか伸びないかなというようなところにはなるかと思えます。しかし、今、主に汚水管の整備をするのは、事務所のところ汚水管を入れていることが多くあります。これも、昼間人口としましては、生活排水が出てくるようになりますので、率にはあらわれてきませんが、処理量としては多くなるというようなこともございますので、今はどちらかということ、そちらのほうに力を入れているというような感じになっております。

今後につきましては、そのような感じで進めていきたい、またそれを継続してやっていきたいかなと考えているところでございます。

次に、ガランドのせせらぎ水路の維持管理についてのご質問にお答えさせてい

たきます。

地元のほうで草刈りなど、年に4回だと思えますけども、やっていただいております。私もできるだけ出席させてもらっています。非常に地元の協力には、感謝にたえないところだと考えております。作業につきましては、私どもの樹木管理委託の中で草花については、その都度、提供している形にはなっております。それで、提供しながら、それを一応現場のほうでガランドのほうに使うのが主にはあるんですけども、それが全部使われることは、まず数的には問題なからうかと思えます。若干余った分につきましては、参加者の方々のほうにお配りしてるケースがございます。数につきましては、なかなかふやすことが難しい状態にはなっておりますけれども、しょっちゅう話しているのは、ピークを超えた草花でもないのかどうかというような話はしています。それで、ある場合につきましては、その分を余分に持ってきたりとかはしているんですけども、一応数的なものに関しましては、今の現状のままでやってもらいたいなど、そのように考えております。

次に、水質分析についてですが、水質分析につきましては、10地点で計ってはいるんですけども、基本的にはデータに定められた範囲を超えることは余りございません。私どもにつきましては、先ほども管渠のしゅんせつの件でも出てきましたが、管詰まりになったところにつきましては、その原因を因るべく、場合によっては、この調査箇所、その辺の管渠、詰まったところの付近を調査するような形に変えたりしております。これも1回データが範囲を超えてもなかなかすぐにはというふうにはいきませんので、何度かそこを引き続きやりまして、何度

も定常的にデータが超えているというような場合には話をしに行かなければいけない。このような考えのもとで、水質分析の場所については考えてやっているところでございます。

それから、しゅんせつ委託料につきましても、その場所を定期的にやっているのかどうかということについてなんですけれども、これにつきましては、主に年末にかかるあたりに調べているのが定期的にやらせてもらっているところになります。これは職員の調査では、その辺になっております。油が固まることが多いですので、やはり気温が低くなると、固まりやすくなるものでございますので、大体12月の初めぐらいに調べまして、12月中には作業を終えてというような形でここ一、二年はやっていこうと。係の中でそのように進めてやっております。

それから、調査委託につきましてですけども、管路の整備された時期の把握、それから寿命、それから更新計画についてどのように考えているかということについてのご質問にお答えさせていただきます。

管路の年度ごとの整備延長については、把握はしております。数字も押さえています。場所につきましては、ほとんど押さえている状態にはなっておりますけど、ただ資料が古いものにつきましては、若干100%と言いきにくいところがございます。ただ、それも昭和の終わりから平成になりましたら、もうほとんどそれにつきましては把握はできている状態になっております。

寿命につきましては、一応50年というのが目途という形にはなっておりますが、これはあくまでも目途でございます。一般的には50年を超えてでも供用ができている状態にはなっております。

それから、更新計画につきましてですが、やはり私どもにつきましても、50年というのをある一定の目途として考えたいと思っております。今の時点では、まだ50年に達するものはございませんが、もう40年を超えてるものも出てきております。管渠の埋設時期の古いものから管渠の調査をしながら、管渠の状態を把握して、その古いものの場所のほうから長寿命化についての計画はもう立てていきたいと、今のところ考えております。

それから、集中管理室の業務委託については、一般競争入札で行われております。

それから、取水ゲートの契約内容についてということのご質問についてお答えさせていただきます。

先ほど私の答弁がややこしかったのだと思っております。申しわけございません。委託内容としましては、保守点検の箇所が27施設ございます。その中にゲートが30門ございまして、除塵機が17機ございます。数がそろわないのは、それぞれの施設における構造物の数が違うということでご理解していただきたいと思っております。これらのゲートや除塵機の日々点検をしまして、大雨洪水の警報が出たときに、スムーズに動作ができるように日々点検していただくということがこれの委託の内容となっております。

次に、雨水の整備率についてのご質問についてお答えさせていただきます。

雨水の面積の整備率、公共下水道管における雨水の面積の整備率は54.7%となっております。

○藤浦雅彦委員長 野原委員。

○野原修委員 普及率に関しましては、今、事務所とかそういうところからふえていくので、普及率のパーセンテージが

余り上がることはないということですが、それぞれ取り組んでいただいているということで理解しました。

水洗化率の向上は、平成27年度以降、皆さんのお力でそういう形で取り組んでいくという形を理解しましたので、今後また推移を見させていたいただきたいと思えます。

水洗便所改造助成金と貸付金に関しましては、いろんな取り組みの中で、今後進めていただいている中で、また新たな取り組みの中で、平成27年度以降もそういう形でふえてくという形の中で、いち早くそういう形で今後も取り組んでいただきたいと思えます。し尿を他市で今受けてもらったり、下水の処理を他市で受けてもらっているという状況が平成26年度から始まりまして、平成27年度以降もそういう形の費用がかかってきますので、その費用はそれぞれ市民の方にかかっていきますので、いち早くそういう形のものがなくなっていくような取り組みを今後期待しておりますので、また平成27年度予算のときに見させていたいただきたいと思えます。

ガランドのせせらぎ水路であります、これは先ほど教えていただいた形で、やはり4か月に1回、その辺、市民の方と一緒に水路を管理していただいておりますので、そういう集まってやっていただくときには、皆さんが楽しくそこを清掃して、本当に他市に誇れる、そういう形で取り組んでいただいておりますので、市民の方が1人でも多くそこに参加していただいて、皆さんがそれぞれ喜びを分かち合えるような形で、本当に市の職員の方も休みを返上してそういうところに来られているのは認識しておりますので、そういう形でできるものがあれば、そういう花も十分渡してあげて、そ

れをまたその地区で植えてもらえることによって、まち全体がそういう形できれいなまちに変わって行って、他市からもそういう形でつながっていくような水辺という形で、皆さんが見ていただけるような地域に今後もしていただきたいと思えますので、また平成27年度の予算のほうを見させていたいただきたいと思えます。

下水の管理事業の中で、管の耐用年数を延ばすというのは、やはり水質のところで流してはいけないものを流されているものをいち早く発見した中で、そういう形で流されるところを調査して、指導できるような形で、やっぱりこれは管の耐用年数の延長にもつながりますので、今のところをお聞きした中では、月例で検査していただいとるところと、職員の方の連携は今のところできているという形で、今後もそういう情報を共有してもらって、データをとってもらおうという形で、相手任せじゃなくて、こちらでその辺のデータ管理はできるような形を進めていただきたいと思えます。

しゅんせつも、その上の形としてつながってくるものだと思います。

管渠内調査であります、今お聞きしたら、昭和のいつごろか、40年からたつということは、昭和46年ごろからのそういう形で整備されていったのかなというような形は思えますので、耐用年数は50年とお聞きしますが、管もそういう形で、いろんな振動とか、下水道の場合は、特にいろんなものが流れる状況の中で、今、冬場は油なんか詰まりやすいとか、いろいろそういう形があって、耐用年数より早くなる可能性もありますので、そういった面で、心配なのが1,000万円弱の予算の中で展開していく中で、その管が破裂してしまえば、もう

それ以上のいろいろな費用がかかってきますので、事前の調査をきっちり進めた中で、しゅんせつなんかもやっていけるといいう形の中での平成27年度以降の予算の中のつけ方の考え方、そういう形のもので古い管が、今お聞きしたら、大体古い順で、耐用年数のデータも把握されているとお聞きしていますので、それに見合った形で、早目早目に手を打ってもらったそういう管の中の調査なり、そういう形をやってもらえる平成27年度の予算組みを見させていただきたいと思います。

ポンプ場の維持管理のところは、契約は一般競争入札という形でやられているとお聞きしました。

ゲートの保守管理のところもお聞きしてわかりましたが、この間からもゲリラ豪雨の中で、いろいろ今、管理委託をしている業者の方と分かれて出動してもらって、いち早く現場に行っていていられるという形はありますが、業者との連携はどういうふうになっているのか、警報が出てからの対応なのか、それ以前からそういう形の連携ができるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

雨水幹線の整備は今は54.7%ということで、今後もそういう形で進めて、やっぱり市民が安心して暮らせるような形、これは予算との兼ね合いもありますが、今後も進めていただきたいと思います。

下水道使用料の徴収は、先ほど答弁をいただきましたように過去の轍を二度と踏まないという形の情報共有をされて、今後もそういう取り組みをしていち早くそういうところに手を付けていただくということを、今後も期待をして、また予算のほうで見させていただきたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 集中管理室での業者との連携についてのご質問について、お答えさせていただきます。

基本的に集中管理室のゲートの開閉につきまして、ふだんは当然、雨が降らないときにはゲートを閉めまして、田んぼの用排水、特に排水につきましては水路に流すという形が基本になっております。

ただ、降雨時につきましては、初めてそこで水路を雨水の排除用として利用することと考えるので、そこでゲートをあけて公共下水道管あるいは流域幹線、雨水幹線のほうへ流し込むようになっております。

それで、私どもにつきましては、委託の中で、集中管理室の委託の中で警報が出ましたら自動的にそのゲートをあけるということは業者のほうでやっているんですけれども、それ以外、特に野原委員がおっしゃった集中豪雨などというのがございます。これにつきましては、警報よりも以前に私のほうとか、あるいは部長のほうから集中管理室のほうに電話をしまして、ゲートをあけるように指示をしております。

閉めるほうにつきましては、雨がやむと閉めるんですけれども、あけるほうにつきましては、場合によっては私ら職員が集中管理室のほうにゲートをあける指示のほうをしているような形でしております。

○藤浦雅彦委員長 ほかに質問はありますか。

木村委員。

○木村勝彦委員 若干重複する部分があるかと思いますが、質問をさせていただきます。

まず最初に、決算書74ページ、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料についてであります。

第4次行財政改革では、公共料金の値上げが盛り込まれておりました。平成25年度決算を踏まえて料金改定をどのように考えておられるのか、この機会にお聞きをしておきたいと思ひます。

それから、同じく74ページ、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、これについては全体としての未徴収分の金額、それに対する回収の努力について今、若干答弁もあつたと思ひますけれども、やはりこれを減らしていく努力をするためにはなお一層の努力が必要かと思ひますけれども、その辺のことについてお答え願ひたいと思ひます。

同じく、今度は80ページの款1下水道費、項2下水道事業費、目2下水道整備費ですけれども、今、先ほど公共下水道の普及率について98.4%、雨水の面積整備率について54.7%ということで答弁があつたかと思ひますけれども、この件につきましては、ことしは特にゲリラ豪雨あるいは集中豪雨の頻度が高くなってきております。そういう点では、やっぱり雨水幹線の完成を急ぐべきだと思ひますけれども、整備率を最終、90%台に上げるというのは大体最終目標としてはいつごろを考えておられるのか、その辺のことについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

次は、同じく80ページ、款1下水道費、款2下水道事業費、目1下水道管理費ですけれども、先ほどより答弁があつたと思ひますけれども、正雀終末処理場の機能停止に伴つてそういう貸付金あるいは助成金が今のままでいいのかどうか。5,000円ということですが、やはり利用者も少ないということは、5,000円ぐらいではどうにもならんという家庭もあろうかと思ひます。その辺のこと

については、目標を毎年200キロリットル減らしていくという点では不十分だと思ひますけれども、その辺のこととあわせてお答え願ひたいと思ひます。

同じく80ページの款1下水道費、項2下水道事業費、目1下水道管理費ですけれども、これは先ほど来、答弁もあつたと思ひますけれども、平成24年度決算で1,500万円程度になるということでありましたけれども、現状の取り組みは私はやはり十分ではないのではないかといい考えを持っております。そういう点では、これからの取り組みについての強い姿勢を求めたいと思ひますけれども、その辺の答弁を願ひたいと思ひます。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 下水道使用料の料金改定の考え方ということでございます。

下水道使用料は市民生活に密着した公共料金ということで、できるだけ安価なものにしたいとは考えておりますけれども、今現在、経費回収率、使用料単価と処理原価の割合なんですけれども、大体90%ぐらいという水準でございます。本来は100%にすべきなんですけれども、経費回収率100%には至っていないということでございます。

料金改定の考え方ということなんですけれども、平成13年度、16年度、19年度と料金改定をやつてきて、使用料収入が20億円を超えているというのが料金改定時の目標ではございましたが、現状は20億円には至っておりません。これは、一つは節水型社会へ移行しているということ、さらには景気等によりまして大口の事業化の水需要が減少しているということもございまして、今後も使用料の大幅な増加というのは期待できないと思ひております。

一方で下水道資産というのは年々ふえてきておりますし、今後、改築、更新というのも確実に実施をしていかなければならない。さらには、本市の場合、調整区域の汚水整備というのも今後考えておりますので、今まで以上に下水道経営ということが重要になってくると認識しております。

そういう中で、長期的な収支見通しを今後立てまして、その中で料金改定をどの時点でお願ひするのか、そういったことも検討していかなければならないと考えております。

具体的に今、改定時期ということでお答えはできませんけども、今後、そういった収支見通しをつくる中で、また財政部局等とも協議をしながら繰入金の状況等を踏まえて改定時期というのを考えていきたいと思っております。

それから、2点目でございますけども、下水道使用料の未収分ということでございます。

下水道使用料については、基本的には水道部のほうに徴収委託をしております。督・催告等を水道部のほうからやっておりますけども、以前からこの不納欠損の額を減らすためにどうすべきかということのを両部で協議してまいりました。平成25年度からなんですけども、コールセンターを利用して催告等も行っております。水道部のほうでは、さらに給水停止というような措置も講じておられますし、催告の回数も今まで以上にふやしているというふうにも聞いております。

そういう中で、下水道業務課としても水道部に任せきりということではなくて、下水道業務課としてできる取り組みについてさらに検討をしていきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 まず、雨水の今後の整備と最終目標についてというご質問について、お答えさせていただきます。

安威川以北につきましては合流式でありますので、ほぼ、今は概成している状態になっております。

安威川以南につきましては公共下水道管としてはまだまだ率は少ない状態になっております。

雨水の整備につきましては、管渠の場合と現状の水路の拡充によって賄うという場合の主に2つの方法で下水の排除を、安威川以南については計画をしております。全体をいつにやるのかというのはなかなか難しいであろうかと、今ここで予測するのは難しい問題ではなかろうかと考えております。

ただ、現状でも、水路につきましては雨水排除の役目も果たしているところもございませう。全くもって今の時点でも想定される下水道の計画流量は賄うことはできませんが、ある一定の排除のために水路を使っているというのが現状であることから、今後もその水路についての機能の拡充につきましては、地元の水利委員などとの調整は当然必要とはなってくるんですけども、できるだけ私どもの計画に即した状態にやっていければ進めていきたいと、これは事あるごとには考えているところでございませう。

公共下水道管として、丸管・円管として埋めるところにつきましては、これは予算の許す限りできるだけ進めていきたいと考えているところでございませう。

ただ、雨水幹線もしかり、平成25年度につきましても、雨水につきましては安威川以南で1か所整備をしております。これはどういうことかといいますと、やはり管渠を入れることによって費用に対

する効果が大きいところにつきましては、できるだけやっ払いこうということを考えております。昨年につきましては延長は短かったんですけれども、受益される面積は非常に大きいところ、鳥飼野々1丁目で雨水管の整備をさせていただきました。兼ねてより、いつも大雨が降ると道路に水が冠水するというような苦情を受けていた地区なんですけれども、それをやることによって、ことし、少なくともことしの台風のときにはその地区からのお電話をいただかなかったというような経過もございます。私どもにつきましては、そういうふうなところにつきましては、できるだけ少ない費用でできるものについては、効果が大きいところについては、場所がわかり次第できるだけ雨水管を入れていって、将来的には公共下水道の計画に沿った整備ができるように進めていきたいということを考えているところでございます。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 貸付金、助成金のご質問にお答えをしておりますませんでした。

貸付金、助成金の考え方でございますけれども、貸付金につきましては、現状の貸付金額というのは、ほぼ、排水設備工事費に見合う金額であると、平均的な金額であるというふうに考えておまして、貸付金の増額ということは今時点では考えておりません。

ただ、助成金につきましては現状5,000円ということでございまして、これについては先ほど来、いろいろ委員からと言われておりますが、正雀処理場が廃止になって、し尿処理、浄化槽汚泥の処理費も今まで以上に高くなっている中で、一層水洗化を促進する必要があると。それは重々認識はしておりますけれども、

助成金を現行5,000円から、例えば数万円程度に上げたときに、どの程度の効果が上がるのか、これがなかなか見えない、費用対効果という面で非常に難しいところがある、その確認が難しいところがある。さらにまた、現在の5,000円からいきなり数万円というのが妥当なのかという公平性の問題もございまして、こういったことをさらに検討しなければならないのかなと考えております。

処理場廃止の折には、年間で200キロリットルずつぐらい減らしていくんだというような計画は立てておりました。し尿、それから浄化槽汚泥を合わせて過去大体200キロリットルずつぐらい減ってきてるので、今後もそういったペースで減らしていきたいということは考えておりましたけれども、現状、平成25年、26年と、なかなか思うようには減っていない。し尿のほうはかなり減少はできてますけれども、浄化槽汚泥につきましては余り大きく減っていない。一つには浄化槽から下水道に切りかえるときに最終くみ取りが発生しますけれども、そういった最終くみ取りがふえているということがございます。浄化槽の基数としてはふえてはおりませんが、最終くみ取りがふえることによって浄化槽汚泥の処分量がふえるということがございます。

さらに、浄化槽の場合ですと、本来であれば年に1回は浄化槽汚泥のくみ取りというのが必要になってくるんですけども、これがなかなか適正に行われていない中で、一方でちゃんと浄化槽を管理してくださいよと、定期検査をして、浄化槽汚泥も年に1回は抜き取ってくださいよというような啓発をしておりますので、そういう意味でいえば、これは浄化槽汚泥がふえる要因にはなるんですけども、そういったことから年間200キロリット

ルずつ減らすという当初の目標というのは平成25年度には実現できておりません。

○藤浦雅彦委員長 暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○藤浦雅彦委員長 再開します。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 下水道使用料の徴収漏れということで、平成17年、18年と収入未済額が4,000万円を超えるような未収問題が発生いたしました。

現在、大体65%ぐらいは回収できているんですけども、残りについては平成22年、23年、24年と毎年不納欠損をしてきた中で、現在は徴収というのとはできない、もう不納欠損で落としておりますので、これについては回収できなかったということでございます。

そもそも徴収できなくなった原因という中に、市の内部の連絡ミスなど、使用者の原因ではなくて、市の管理体制というものに大きな問題があり、使用料の未収問題が発生したということで、市民の皆さんにお願いはしたものの、その点についての理解を完全に得ることはできなかったと。非常に厳しいご指摘をいただく中でお願いはしてきたんですけども、最終的に全額の回収には至らなかったということでございます。

以降、こういった問題が発生しないように、先ほども野原委員のほうからもありましたけども、水道部との連携、さらには下水道業務課の内部で現地調査をする、水道の名義人が変わった段階で現地のほうに赴くですとか、新築物件があれば現地のほうに確認に行くと、こういった今まで以上に緻密な対応をしております。

こういう中で、以前のような市のミスによる未収というのは発生はしておらないという状況でございます。

○藤浦雅彦委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 第4次行革で、公共料金の値上げが盛り込まれて、今度、第5次行政改革の中で、その問題がどのように変化したのか、公共料金の値上げを見込んで第4次行革が進められて、第5次行革になってそのことがどういう形が変わっていったのか、その辺の経緯についてお聞きしたいと思います。

それと、安威川以南の雨水幹線の問題ですけれども、ことしの異常降雨、ゲリラ降雨で、番田水門ができた関係で鳥飼水路あるいは南水路、その辺の安全対策というのは一応クリアできてよかったなと思ってますけれども、やはりその地域の方はやっぱりあれだけ雨が降って警報が出たりすると大変不安を持たれます。そういう点では、あの地域というのは昔から水との戦いで、その生活の知恵の中から三ツ樋というものができて、そこでいろいろと改善されてきた経緯はあったんですけども、平成11年の水害で、やはりこれはいかんということで番田水門ができたんです。そういう点で、まだ、やっぱり住民の中にそういう不安がありますので、雨水幹線の整備はやっぱり急いでもらわんと、雨水の面積整備率が約54%、そういう状況の中ではやっぱり市民の不安はぬぐえないと思うので、それは急いでもらわないかんと思います。

今、樫本課長の答弁では、今のところ雨水幹線の最終目標はまだはっきりわかりませんということの答弁だったんですけども、それではやはり市民を説得することについては非常に弱いものがあると思いますので、やはりそれは急いでもらわんといいかんと思うんですけども。そ

の辺のことについては、一遍、山口部長のほうから答弁を願えませんか。

それから、助成金の問題は、これは難しい問題ですけれども、やはり5,000円の助成金ではとてもやないけど追いつかへんということで躊躇されている方もおられることは、私は事実だと思うんですね。それを他市並みに1万円なり2万円に上げるということは大変難しいことですけれども、やはり正雀終末処理場の廃止で毎年200キロリットル減らしていくということから考えていけば、やはり何とかその辺は増額をするということの判断ができないのかなという思いがします。その辺の思いについて、一遍、聞かせてください。

それから、不納欠損の問題は、これ以上は置いておきます。

○藤浦雅彦委員長 暫時休憩します。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○藤浦雅彦委員長 再開いたします。答弁を求めます。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 使用料の改定についてでございますけれども、下水道使用料については、市民生活に密着した公共料金であると。

これはできるだけ安価なほうが望ましいわけですが、先ほども言いましたように、経費回収率としては100%に至っていない、90%程度にとどまっているという状況でございます。

受益に見合う負担ということであれば、100%が望ましいわけでございますけれども、今原課で考えておりますのは、まずは今後の収支見通しを作成したいと考えております。

一般会計もかなり厳しい状況でございますけれども、一般会計から今後どの程

度繰り入れできるのか、使用料収入がどうなのか、公債費であるとか、維持管理費がどうなのか、こういったところをトータルで考えまして、長期的にどの時点で料金改定が必要なのかというのを改めて検討しなければならないと思っています。

そういったことで、今すぐということではなくて、長期の見通しをたてた中で、改定期間というのは検討していきたいと思っております。

それから、助成金でございますけれども、現行5,000円、これをどの程度まで上げればどれだけの効果が上がるのかというのは、見込み、予測というのがなかなか難しいわけでございます。

ただ、し尿処理費が以前と比べて、相当ふえております。水洗化に今まで以上に力を入れなければならないということは十分認識しておりますので、他市の事例等もございまして、そういったものをさらに調査し、適正な助成金、適正といえますか、どのくらいにすればどのくらいの効果が上がるのか、費用対効果について、もう少し検討していきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 山口部長。

○山口土木下水道部長 安威川以南の雨水整備についての質問でございますけれども、私としても同感でございます。

ただ、今後雨水整備、鳥飼八町地域、それと東別府地域も、雨水整備をする予定をしております。

ですから、今後も関係部局に対しては、中長期的計画も作成して、また必要性を強く、積極的に述べて、早期完成に向けて努力してまいりたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 今答弁いただいたのですが、第4次行財政改革の中では間違いなく公共料金の値上げの問題が含まれて

おったわけですね。

それがもう第5次行革に入っていくのですが、その中でそのことが一体どういうふうな状況になっているかということについて、私たちは理解できない部分がある。

せっかく第4次行革で出された方針が第5次行革では曖昧になってしまったら、おかしいですけども、その形が見えないというようなことについては、行政の姿勢としていかなものなのかということを感じますので、その辺のことについてのお考えを一遍聞かせてもらいたいと思います。

あとは大体、先ほど部長のほうで答弁が一緒やということをお聞きしましたので、もうこの辺で置いておきます。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 行革の中でも受益に応じた負担ということで言われておりますが、一遍に例えば経費回収率を100%にできるのか、これはなかなか難しいと考えております。ある程度時間をかけてやっていかなければならないし、また、下水道料金については、市民生活への影響も大きいということなので、そういったことも考慮していかなければならないと。

使用料について言えば、府下平均が大体2,080円ぐらいでございます。20キロリットル使った場合ですが、これが本市の場合は2,194円ということで、府下平均を少なくとも上回っている水準であると。

さらに、北摂で言えば、20キロリットル使った場合の使用料としては本市が一番でございます。

そういった中で、下水道使用料をどの辺まで上げていくべきなのかということについては、現在は一般会計の繰入金

のほうで、ある程度補填はしていただいておりますけども、今後そういった繰入金はどうなるのか、下水道の収支がどうなるのか、これをやはり基本に考えるべきだと思っております。

その中で料金改定が必要だということになれば、またそういった議論をしていくようにはなるのですが、今の時点では少なくとも具体的にいつやろうということは考えておりません。

収支見通しをこれからつくっていくと考えておりますので、その中で財政部局とも協議しながら、また市民生活への影響等も考慮しつつ、改定時期というのを考えていきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 公共料金を抑えてやっていくというのも一つの選択ですけども、以前に水道料金を長年値上げをしないで、ずっとそのまま継続して行って、政権が変わって行って、今度上げるときに市民の負担感が一挙に大きくなったというケースもありますので、そういう点では一気に大幅な値上げということは決して望ましくないと思いますので、そのときには相当、10年以上、15年ぐらい値上げしなかったわけです。

それが一気に上がったものだから、市民の負担感というのが物すごく大きくなって、市民の中から苦情が相当、相次ぎました。

そういうことを踏まえて、長期的な展望で段階的に上げていくというようなことも一つの選択だと思いますので、その辺のことを整理をして取り組んでもらうようお願いをして、私の質問は終わります。

○藤浦雅彦委員長 次に、弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、私のほうからは3点に絞ってお聞きしておきたい

というふうに思います。

一つは、下水道の接続率というようなことで、先ほど普及率、水洗化率等々の話が出ているわけなのですが、先日いただいている第4次総合計画の第5期実施計画の中にあつた資料で、見ておりましたら、接続率というようなことで数字が0.1%でありますけれども、減少しているということでありました。

普及率は伸びているけれども、まだそこへの接続へというような形で追いついていないというふうなそういうことでコメントが載っているのですが、そこらあたりのところについて再度、現状と認識についてお聞かせください。

2点目は、そのこととかかわってくると思うのですが、これは決算書の74ページの水洗便所改造資金貸付金返還収入なのですが、収入済額で、111万400円です。

午前中の質疑の中でもありました収入未済額は431万3,700円ですが、そもそもその調定額で出ている542万4,100円、これの位置づけと、2割しか収入としては入ってきていないというふうなことなのですが、この制度そのものの位置づけ等も含めて疑問を持つところでは。

もう一度、ここのところを教えてくださいというふうに思います。

それともう1点は、これは決算概要の232ページですが、公共下水道整備事業の内訳で、その内訳のどこに入るのかなというようなことも合わせて教えてほしいのですが、事務報告書を見ましたら264ページです。

これは公共下水道整備事業（工事設計外委託料等）の項目なのですが、公共下水道内水浸水対策調査業務委託というようなことで252万円というのが出てい

ます。

先日説明を受けました内水浸水想定区域図がつけられて、それはこの10月から公表というようになっていますけれども、その委託をここでやったというようなことだと認識しておりますが、その委託業務内容の中で、鶴野第一排水区、味舌第二排水区浸水原因、対策工検討というようなことで記載があります。

ここの部分、以前に浸水もしております。その浸水原因、また対策を検討、これは受託したコンサルタントのほうから、何かしら報告を受けておられるのだと思うのですが、そこを教えてくださいと思います。

○藤浦雅彦委員長 それじゃあ答弁お願いします。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 貸付金でございますが、調定額としては540万円。この調定額のうち、現年度分、つまり貸付金は毎月の36回分割払いということになっていまして、現年度分、平成25年度に返還されるべきものが、540万円のうちの108万円であると。現年度分ですね。過年度滞納分として、441万円あるということでございます。

返還収入の111万円のうち、96万5,500円、これは現年度調定分にかかる収入済み分でございますが、収納率としては、96%近くになっておりますけれども、滞納分については3%強にとどまっているという状況でございます。

○藤浦雅彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 では、弘委員の下水道事業課にかかわる質問についてお答えさせていただきます。

接続率が減少しているということについてですが、ここ3年ほどなのですが、東別府の相生住宅のところで、近年では

珍しいほど汚水柵を設置する件数が非常に多くありました。

その分の接続のほうが、水洗化のほうがまだ、設置のペースにすれば、接続のペースがちょっと遅いということもありますので、その辺で接続率のほう下がっているものかと考えております。

それから、公共下水道内水浸水対策調査業務委託についてということで、これは公共下水道整備事業の工事設計外委託料の中に含まれているものでございます。

これにつきましては、以前に内水浸水想定区域図のほうをお渡しさせていただきましたと思うのですが、これの作成業務と、鶴野と正雀地区の合流で概成されているところで浸水をしたことがありました。

この分について、すぐに対策を講じて、浸水の被害の範囲を減少することができないかというような調査も合わせて、浸水想定区域図を作成するときにあわせてそれも検討した業務委託になっております。

一応、検討の結果なのですが、まず正雀地区につきましては、どうしてもポンプ場があるところは大体、地形がやはり低いところになっております。

正雀地区につきましても、相対的には地形が低いところになっておりまして、どうしても水が集まってくるというところという地形的な制約もございます。

流域下水につきましても、一番最下流になります。何とか、貯留なりあるいは、接続かえをして排水をよくなるとかというようなことの検討はしたのですが、正直なところ、効果的な整備の方法は見つかりませんでした。

やはり、現状の中で対応していかなくてはいけないという形になっております。

鶴野地区につきましては、状況的にはこれも全体の流域公共下水道的には下流

側のほうに属しています。

条件的には非常に厳しいのですが、ここにつきましては、青少年運動広場のほうに貯水タンク、これも11トンほどということになるのですが、これぐらいのものを整備すれば変わるのではなかろうかというような結果は出ています。

ただ、これについては非常に費用が高いものになります。概算なのですが、10億円というような額になります。そのような結果が今の時点では出ております。

私どもとしましては、そのような結果が出たものですので、とにかく鶴野地区に関しましては、青少年グラウンドのところに堰を設けて、表面上で水の流出を抑える、これでも効果のほうはあると思っております。

ただ、正雀につきましても、公民館などはあるのですが、どうしても貯留するには範囲が狭いということにもなっておりまして、抜本的に何か効果的なものは今、金額を出してでもというのはなかなか難しいところがございます。

ここにつきましては、私どもとしましても、ハードだけではなくて、ソフト面でも物事を考えていかないといけないのかなというような結論に達したところでございます。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 2回目になりますが、下水道接続率のところでおっしゃられるとおりなのかなというふうに思います。

午前中からのいろいろな議論の中でも言われていますように、し尿処理費が大きくなるということでは言いましたら、水洗化をどんどん急いでいくというふうなことが大事というふうなことは言うまでもないというふうに思うのですが、そうしたときにやっぱり重点になってくる場所ということも、部長も先ほど答

弁でおっしゃられたように、啓発を進めて戸別訪問をして、啓発発動の自身に当たっていくというようなことも、計画の中にも書かれておるわけです。

ただその戸別訪問の啓発でどういうペースで改善がしていくのかなというようなところで言いましたら、ここのところと言ったら私も疑問だなと思うわけでありませう。

そうしたときに、実態に即した支援というようなことも、どうしても必要だというふうに思うわけです。

そこで2点目のところの水洗トイレにかかわる工事の貸付金やまたは助成金というようなところでどうしても目がいくのですが、この貸付金にかかわっては、なかなかこの工事にかかわる費用というようなところの10万円から30万円ほどの金額、これは一括で蓄えですぐに出せる方ばかりではないというようなことで設けられているというふうに思うのですが、そこに貸し付けだけでも滞ってしまうというようなこと、ここの支払い督促という形で本会議で議会のほうにも説明がありました。

そうしたことから言っても、ここの対象になられている方の生活状況とかいうふうなことが、本当に厳しいのではないのかというふうに思うわけです。

一定の蓄えがあったら、20万円、30万円のそういった工事が貸し付けがなくてもやれる方もいらっしゃるというふうに思うのですが、そうじゃない方たちに対しての負担といったときに、この制度が今どの程度機能をしているのかというふうに思いますし、助成金で言いましたら、5,000円と言ったら本当に金額の少なさというのを言われる方もいらっしゃいます。

以前、この助成金の制度がつくられて

から、当時の状況と今とまた大きく違ってきているのではないかというふうにも思いますし、そこらあたりのところの検討がやれないのかというふうに思いますし、この貸し付けを受けられるときに、保証人の問題で言われました。生活困窮されている方なんかでなかなかいろんなところから借り入れが困難だと言われるようなそういう方の相談なんかも結構、寄せられることがあります。社会福祉協議会の借り入れなんかもできないというふうな方、極端に言えば生活保護になられる方、こういう方たちの家庭で、水洗化をしてほしいというふうなことになったときに、どういう対応ができるのかというようなことです。そのようなことについてもお聞かせいただけたらなというふうに思っております。

それともう1点の内水浸水対策業務委託について、前回、対策ですぐに打てることはないのかって私が聞きましたら、なかなかすぐには改善が難しいとおっしゃられましたけれども、その資料を見ましたら、こういう検討がやられているのだというのが目につきまして、やっぱり聞いておきたいなというふうに質問をしました。大きな費用がかかるというふうなことでありますけれども、実際浸水の被害を受けられている地域の方に見ましたら、何とかならないのかなというふうに思いを持っておられるというふうなことであります。この間の説明のとおり、優先順位として安威川以南の雨水をまず取り組んでいくというようなことを、もちろんそのところは理解をしていますが、ぜひ、よかったら検討でコンサルタントがどういう調査の結果を出してきたのか、一度目にしたいなというふうにも思いますので、その点は後ほどで結構ですので、資料をお見せいただけた

らと思います。ここは要望にしておきます。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 貸付金、助成金の考え方でございますけれども、貸付金について、一つは排水設備工事費として、従前と余り変わらないのではないのかと。

その要因としては、指定工事店制度を取り入れているということもあろうかと思うのですが、そういった中で貸付金についてはほぼ排水設備工事費の平均的な金額であるというふうに認識をしておりますので、これについての見直しというのは今の時点では考えておりません。

助成金ということでございますけれども、午前中にもお答えしたように、本市は貸付制度と助成金制度を併用できるということで、そういった中で、水洗化率については府下水準という状況でして、現行の制度のもとでここまでできているということが一つございます。

ただ、し尿処理費が従前に比べて上がっている中で、一層の水洗化率の向上を図らなければならないということでございますので、これについては費用対効果、それから公平性というようなことを検討・考慮しつつ、今後適正な水準、助成金をどの辺まで上げることが水洗化の促進にも効果があるし、また公平性という点でも大きな問題はないと、そういった水準を見つけていく必要があるのかなと考えています。

これは他市の事例等を見ながら、今後研究していきたいと思っております。

それから、生活保護世帯の場合ですが、生活保護で持ち家というようなケースは少ないとは思いますが、そういったことで申請があれば、助成は全額できるということになっております。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

昨年の3月に、一般廃棄物処理基本計画が更新されたときに、出た資料も見ただのですが、その中でし尿くみ取り人口、その当時ですが904人。浄化槽処理の人口が4,868人と、そういうようなことでした。

若干それから変わってきているというふうに思うのですが、それだけの市民がどういう状況かというようなことの事態の把握、それからじゃあ、対策をどうとっていけるのかというふうなことなのではないかというふうには思っています。

それぞれのご本人の意向というようなことがもちろんあるというふうに思っておりますし、水洗化にしたいけれどもできないんだ、みたいなそういうふうな状況のところも中にはあるというふうに思います。

そのところを啓発といいますか、お願いもして下水道に接続していくというふうなことの仕事をされているというふうに認識しておりますから、やっぱり大変な仕事だというふうに思っております。

それは1歩でも2歩でも改善していくために、制度の利用というようなことをお願いしていきたいのと、当人たちの方からしてみましたら、言われましたように工事の費用の負担、それからその後の下水道使用料が上がる負担というふうなことにもなっていきますので、下水道の使用料が高いというふうな意識をどうしても多くの市民の皆さん、水道もそうですが、合わせて持っておられると思うのです。

そんな中での取り組みというようなことになっていきますから、ぜひぜひ、この問題、1歩でも2歩でも前進していくようなことで取り組みをお願いしておき

たいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 公共下水道内水浸水対策調査業務委託の結果報告で提出できるようなものはありますか。

樫本課長。

○樫本下水道事業課長 はい。

○藤浦雅彦委員長 では後日、建設常任委員へ資料の提供をお願いしたいと思います。

以上で認定第5号の質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午後1時28分 休憩)

(午後1時29分 再開)

○藤浦雅彦委員長 再開します。

認定第2号の審査を行います。

補足説明を求めます。

渡辺水道部長。

○渡辺水道部長 それではよろしくお願  
いいたします。

認定第2号、平成25年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、決算書の12ページをお開き願  
います。

平成25年度摂津市水道事業報告書の1. 概況に記載いたしておりますが、平成25年度の年間総配水量は、1,071万3,490立方メートルで、前年度に比べ、3万4,730立方メートルの増加となっております。

年間総有収水量は、986万8,314立方メートルで、前年度に比べ、13万9,678立方メートルの減少となっております。

この主な要因いたしましては、市内事業者や市民の方々の節水対策等によるものと考えております。

水源別内訳の配水量につきましては、別表1、年間総配水量に記載いたしてお

りますように、自己水の割合は前年度と変わらず、全体の32.6%を占め、349万110立方メートルとなっております。一方、大阪広域水道企業団の割合は全体の67.4%を占め、722万3,380立方メートルとなっております。

また、1立方メートルあたりの給水原価につきましては、13ページの別表2、給水原価・給水単価の推移に記載いたしておりますように、前年度に比べ、1.3%、2円36銭低下の182円46銭となっております。

また、供給単価につきましては、0.5%、95銭上昇の197円35銭となっております。

続きまして、22ページをお開き願  
います。

1. 収益費用明細書についてご説明申  
上げます。

収益でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は、前年度に比べ0.9%、1,802万2,290円の減額で、19億4,753万6,452円となっております。これは、節水の影響などにより、水需要が減少したことによるものでございます。

目2受託工事収益は、前年度に比べ2.7%、52万9,502円の減額で、1,903万7,023円となっております。これは、公共下水道事業における移設受託工事収益が減少したものでございます。

目3その他営業収益は、前年度に比べ11.5%、119万3,773円減額で、921万3,152円となっております。これは、マンションなどの新築及び建て替えなどの住宅開発に伴う設計審査や工事検査の手数料が減少したことなどによるものでございます。

目4受託事業収益は、前年度に比べ2.4%、78万9,523円の増額で、3,

340万952円となっております。これは、下水道使用料徴収受託料の増加によるものでございます。

目5他会計負担金は前年度に比べ37.6%、72万396円減額で、119万6,112円となっております。これは、消火栓の修繕・管理等の費用を繰り入れたものでございます。

次に、項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は、前年度に比べ32.3%、51万5,776円の増額で、211万2,527円となっております。これは、預金利息が増加したことによるものでございます。

目2土地物件収益は、前年度に比べ6.3%、20万円増額で337万2,750円となっております。これは、消防庁舎、鳥飼送水所ゲートボール場、旧鳥飼送水所跡地の土地使用料及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。

目3雑収益は、前年度に比べ28.1%、34万6,473円の減額で、88万8,646円となっております。

目4納付金は、前年度に比べ34%、3,243万7,500円の増加で、1億2,772万5,000円となっております。これは、集合住宅の建設がふえたことなどで納付金がふえたことによるものでございます。

目5他会計負担金は、前年度に比べ74.8%、2,186万5,101円の減額で、734万8,518円となっております。これは、主に平成24年度に終了いたしました水道料金の福祉減免相当額の一般会計負担金の減少によるものでございます。

続きまして、23ページ、費用につきましてご説明申し上げます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目

1原水・浄水及び送水費は、前年度に比べ2.4%、2,051万6,862円増額で、8億7,733万3,004円となっております。これは、太中浄水場や送水所の運営に係る人件費、維持管理費、動力費、受水費等の費用で、増加の主な理由といたしましては、動力費や施設の維持管理に係る委託料や修繕料などの増加によるものでございます。

23ページから24ページにかけて、目2配水・給水費は、前年度に比べ3.9%、754万9,675円減額で、1億8,468万7,888円となっております。これは、人件費のほか、夜間及び休日における修繕業務の委託及び漏水調査、水道管漏水による修理、給水管の切り替え工事などの費用で、減少の主な理由としましては、人件費や給配水管の維持管理に係る修繕費などの減少によるものでございます。

目3受託工事費は、前年度に比べ8.7%、240万2,359円減額で、2,520万747円となっております。これは、人件費のほか、給配水管布設受託工事や受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費等で、減額の主な理由といたしましては、受託工事に係る工事請負費などが減少したことによるものでございます。

24ページから25ページにかけて、目4業務費は、前年度に比べ4.1%、395万8,128円減額で、9,232万1,008円となっております。これは、人件費のほか、開閉栓業務などに係る委託料等で、減額の主な理由といたしましては、人件費などの減少によるものでございます。

目5総係費は、前年度に比べ3.5%、611万3,003円増額で、1億7,944万1,139円となっております。

これは、人件費のほか、中央送水所施設管理業務やOA機器の保守、電子複写機などの借り上げ、郵送料等の一般部局への負担金、その他、水道事業運営に係る一般管理的な費用で、増加の主な理由といたしましては、中央送水所屋上の防水工事などの工事請負費等が増加したものでございます。

25ページ、目6減価償却費は、前年度に比べ11.9%、3,922万5,590円増額で、3億6,998万7,060円となっております。この増加の主な理由といたしましては、機械及び装置、工具・器具及び備品に係る減価償却費が増加したことによるものでございます。

26ページの、目7資産減耗費は前年度に比べ91.1%、9,451万8,352円減額の、922万4,733円となっております。これは平成24年度に実施した、旧鳥飼送水所の取り壊しが終了し、構築物などに係る資産減耗費が減少したことによるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ9.8%、925万1,514円減額で、8,517万9,941円となっております。これは、平成24年度までに借り入れた企業債に係る支払利息でございます。

目2雑支出は、前年度に比べ13.5%、28万5,585円の増額で、240万1,886円となっております。これは、水道料金過年度還付金などでございます。

項3、目1特別損失は、前年度に比べ59.9%、776万7,990円減額の、520万4,542円となっております。これは、転出先不明や企業倒産などによる水道料金等の徴収不能分を過年度損益修正損として処分したものでござ

います。

続きまして、2. 資本的収入支出明細書につきましてご説明申し上げます。

款1資本的収入、項1、目1企業債は、前年度に比べ25%、1,000万円減額で、3,000万円となっております。これは、配水管整備事業を実施するために借り入れた企業債でございます。

項2、目1、工事負担金は前年度より60万円皆増の60万円となっております。これは消火栓2か所設置に係る工事負担金収入でございます。

次に、26ページから27ページかけまして、支出についてご説明申し上げます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設改修費は、前年度に比べ64%、1億5,696万3,645円減額で、8,834万7,000円となっております。これは、太中浄水場等の浄水送水施設の改修については、中長期的な計画に基づいて実施しております。平成25年度は中央送水所のポンプ室の第3期更新工事などを行ったものでございます。

目2固定資産取得費は、前年度に比べ11%、268万9,106円増額で、2,712万7,033円となっております。この主な理由といたしましては、機械及び装置などの購入費が増加したものでございます。

目3配水管整備事業は、前年度に比べ35.8%、4,800万2,304円増額で、1億8,217万3,702円となっております。この主な理由といたしましては、配水管布設や鉛給水管切り替え工事に係る工事請負費が増加したものでございます。

項2、目1企業債償還金は、前年度に比べ0.6%、156万9,487円増額の、2億6,513万6,396円と

なっております。これは、平成19年度までに借り入れた企業債の元金償還金でございます。

以上、平成25年度摂津市水道事業会計決算内容の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○藤浦雅彦委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 それでは質問させていただきます。建設常任委員は初めてですので、細くなるかもわかりませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、決算書の2ページですが、営業収益ですが、当初で20億4,615万1,000円、そこで補正で718万3,000円の減額補正をされていて、決算が21億956万9,237円ということで、予算減額に比べて決算が7,060万1,237円の増になっています。多額な増になっていますけれども、補正で減額をして多額の増になっているという流れを教えてくださいたいのです。

続いて4ページですが、企業債の償還金です。これは下水のほうでも質問させていただきましたのですが、企業債の中には利率の高い企業債がございます。下水のほうでは、財政力指数とか借り換えをする場合に高い利率のものから安い利率のほうに借り換えをする場合に、財政力指数とか、いろいろな要件が必要であると。大阪府の部分に関しては借り換えをしたというようにお聞きしたのですが、水道のほうではそういうふうなことというのはできるのか、見てみると、5%、6%、7%と高いものがあります。ここ昨今は1%台の利率ということでありますから、その借り換えをしたり、そういうふうなことで経費の削減をできないものかを

お聞きしたいというふうに思います。

続いて、12ページです。先ほど部長からもご説明をいただいたのですが、自己水と大阪広域水道企業団ですが、自己水が32.6%の比率であって、大阪広域水道企業団が67.4%の比率であります。これは平成24年度も平成25年度も同じ比率で構成をされていますけれども、この構成というのは、何か決まり事があるって構成をさせているものなのか、例えば企業団との間で契約とか協定等がそういうふうなものがあるのか、お教え願ひたいというふうに思います。

続いてですが、17ページです。ここでこの中の、ハの損失水量というところを教えてくださいたいのですが、総配水量というのがあって、総給水量というのがあって、そこで損失というのがあります。平成24年度と比較して平成25年度は損失がかなりの増となっております。この点を教えてくださいたいと思います。

続いて、26ページのほうに飛びまして、固定資産除却費というふうなところであります。922万4,733円。この除却費、処分をされたものだというふうにするのですが、どのようなものを処分をされたのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、その下の特別損失、過年度損益修正損というところで、540万4,542円というのが出ていますけれども、これはどういうふうなものであるのか、教えてくださいたいというふうに思います。

続いて次のページ、28ページですが、固定資産の明細書で減価償却のところですが、基本的にこの有形固定資産というのは、いろいろ減価償却の計算があると思います。定額・定率とありますが、基本的に定率法なの

か、定額法でされているのか、どういうふうな計算方法をされているのかをお聞きをしたいというふうに思います。

それで、先ほどご説明で減価償却のところ、構築物・機械等を購入されたというふうなことで、ご説明をいただきました。この中で、排水設備で今年で1億9,691万2,222円の固定資産の増加になっています。

ポンプの設備では7,722万1,300円ということで、多額の増になっておりますけれども、その点、具体的にどういうふうなものを購入されて、増加をされているのか教えていただきたいというふうに思います。

続いて、決算概要のほうに進みたいと思います。浄水課の車両管理事業ですが、少し金額が小さくて細かいのですが、ここで燃料費が予算で2万円出て、決算で0円です。残額が2万円となっていて、ここで車両が4台というふうなのが出ていまして、車両があるにもかかわらず燃料費が出ていないというふうなことはどういうことであるのか、教えていただきたいというふうに思います。

続いて、172ページ、太中浄水場の管理運営事業ですけれども、この中で光熱水費での残額が多かったり、井戸の洗浄作業委託料、こういうふうなところも残が多かったり、これは気曝槽等砂撤去作業委託料、こちらも残が多かったり、運転監視業務委託料というところでも、残が多かったり、そういうふうなところで、残が多いというふうなところはこういうふうなことで残が多くなっているのか、お教えいただきたいというふうに思います。

太中浄水場の自家発電機保守業務委託料というのがありますけれども、この自家発電、何かあったときに自家発電とい

うことになるかと思えます。

その保守点検業務だというふうに思いますが、実際に平成25年度とかそういうふうなところで自家発電を作動したことがあるのかなのか、お教えいただきたいというふうに思います。

その中で気曝槽等砂撤去作業委託料で、井戸の洗浄作業委託料、運転監視業務委託料、ホイストクレーン保守点検業務委託料というのがありますけれども、聞きなれない名前でありまして、どういうふうなものであるのかということと、委託料ということでありまして、その委託先はこういうふうなことで決められているのか、入札なのか、例えば随意契約とかそういうふうなことであるのか、お教えいただきたいというふうに思います。

続いて174ページですが、受水費、先ほど大阪広域水道企業団とその自己水とのというふうなことでお聞きをしましたけれども、これは金額が出ておりますけれども、例えば金額的に1リットルに換算すると幾らぐらいなのかとか、例えば太中の自己水にかかる金額とその大阪広域水道企業団からの受水の経費といいますか、これはどの程度の差額があるのか教えていただきたいというふうに思います。

続いて176ページですが、マッピングシステム運営事業というのがあります。初めてこのお名前を聞いたので、どういうふうなものなのか教えていただきたいというふうに思います。

続いて182ページですが、ここの人件費の部分で水道事業費用の営業費用の業務費の中の共済組合負担金というのがあるのですが、共済の組合の負担金ですから、残高がこれだけあるというのは、ほかのところを見ますとそこまで負担金の残が出ておりません。

なぜ、ここだけ多額な残金が出ているのか、教えていただきたいと思います。

続いて184ページですけれども、O A機器管理事業の中でシステム改修業務委託料の中の残金、236万9,910円の残額について教えていただきたいというふうに思います。

続いて186ページ、一番下に消費税が出ています。営業外費用の消費税及び地方消費税というのが出ておりますけれども、平成25年度ではこの消費税はアップはされておられませんよね。平成26年度でアップというふうなことになりますけれども、アップとなったときに水道料金とか基本的な対応策と言いますか、対応をお聞きしたいというふうに思います。

次に188ページですが、一番最後に貯蔵品管理事業のたな卸資産購入限度額というところですが、予算があって決算があって、残額が生じております。残額が生じるのは、予算現額と決算額というのが同じ額で残額というのが残らないのが本来なのかなと思うのですが、生じてくる流れを教えていただきたいというふうに思います。

あちこち飛んで申しわけないですけれども、事務報告書の283ページですが、この中の給水装置修理件数というのがありまして、メーター取り替えが、それまでずっとゼロだったのが、1月で急に1,000件というような件数になっています。なぜそういうふうになっているのか教えていただきたいというふうに思います。

1ページ前に戻っていただいて、事務報告の280ページですが、基礎の話だとは思いますが、業種別件数及び有収水量、その中の一般用、公衆浴場用、臨時用、市外給水用というのがあります。済みませんが、一般用、公衆浴場用とは

わかりますが、臨時用と市外給水用というのがどういうふうなものがあるのか教えていただきたいというふうに思います。

続いてですが、あちこち行って申しわけありませんけれども、監査意見書の中ですが、財務比率の中で持っておられる方は36ページなのですが、財務比率の中で固定比率が平成25年度は103.8%ですずっと平成23年度から記載があっただんだん下がっております。その概要の中に、この比率は100%以下が望ましいとされているというふうなことであつて、だんだん比率は下がっているのですが、まだ100以下にならないという部分に関してどのように考えておられるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 答弁を求めたいと思います。

豊田次長。

○豊田水道部次長 それでは私から総務課に係ります森西委員のご質問にご答弁させていただきますと思います。

まず、決算書4ページの企業債償還金についてですが、企業債償還金の残につきましては決算書の30ページから33ページに企業債の明細書を載せさせていただいております。これにつきまして、5%以上の高い分については見ていただいてわかるように、平成33年の3月、これで6.6%の分で償還が終わる予定でございます。ご質問の借り換えとか、そういうようなことは水道部としてないのかとのご質問だったと思います。水道部といたしましては、いろんな条件の中で使える分については使わせていただくということで、繰上償還をさせていただいた時期がございました。

これにつきましても、いろんな要件がございまして、その合致した分について

は、平成20年前後にかけて、何回かささせていただいたという状況でございます。

それと次に、受水費と太中の分でどれくらい差があるかというご質問があったかと思えます。太中の受水費については今現在、75円であったと記憶しております。

それと、太中でどれくらいの金額でつくれるかということになるのですが、これもいろんな部分で計算し直している状況でございます。

太中の自己水の原価としては、過去の委員会において二度ほどご答弁させていただいております。

平成18年度におきましては、63円。平成22年度におきましては75円ということで、ご答弁させていただいたかと思うのですが、この2回の答弁、それぞれ積算方法が違いまして、かなり数値の差がございます。

それで私どもも、もう一回この積算方法について、精査させていただきまして、この平成18年度にご答弁させていただきました63円がより現実的な数字であるかと、今現在把握させていただきまして、それに基づきましてそれと同様の計算をさせていただきますと、62.39円。これも雑駁な計算になりますので、かなり施設的に複合して使っている部分もございますので、ご容赦願いたいのですが、大体これくらいかかるのではないかというふうに思っております。

そういうことで、複合的に使っておりますので、単独で使う分であったらまた割高になるかと思うのですが、今現在はそういった形で受水費よりも太中で作らせていただいている水のほうが単価的には安くなっているのかなというふうに考えております。

それと続きまして、決算概要の182ページの共済費の関係ですが、人件費については人事異動がございます。それについては逐次それに基づきましてさせていただいたらいい部分がございますけれども、若干中で動く部分もありまして、そのままの額でさせてもらっているという部分がありまして、この部分につきましては、残ってしまったということでございます。

それと、184ページのOAの部分になります。

この部分につきましては、当初通常の改修を年々するという部分と、平成25年度につきましては消費税、これが変わるということが見込まれておりましたので、その分も含めてOAの改修費を見込んでおりました。

消費税の分につきましては、平成25年度で一部させていただいて、平成26年度につきましては、残りを改修させていただいておりますという状況下であります。

その分で二重に余ってきたという形でございます。通常の改修につきましては一部使わせてもらっている部分もあるのですが、大きな改修はなかったということで、費用的にはかなり残ってきたということでございます。

それと、186ページの消費税と水道料金の関係でございます。

これについて、企業会計ということで基本、水道料金を計算する上では消費税は預かり金という形になっておりますので、その中には含まれてこないということで、ご理解願いたいと思います。

費用・収入ともに消費税を抜いた上で計算しまして、その消費税を抜いた費用で消費税抜き水道料金を計算するというところがございますので、水道料金を積算する上で、消費税が変わったことによ

て影響が出るということはありませんので、そういうことでご理解願いたいと思います。

188ページのたな卸資産購入限度額のご質問ですが、これも残額が出ているということで、ご質問があったかと思えます。

これにつきましては、備考に書かさせていただいているのですが、浄水用の薬品であるとか、水道の修繕とかに使う資材についての購入費でございます。

これにつきましては、特に薬品費、これが年々どれくらい使うかというのはなかなか見通しが立てにくい部分がございます。余裕を見ている部分もございません。そういう部分で、年間足りないということで、水道水が送れないということではいけませんので、若干この辺につきましては余裕を持って毎年使わせていただいているという状況です。

ただ、年によっては自己水をたくさんつくったりしたら、この分がかなりぎりぎりのときもありますし、ちょっと余裕が出てきたという面もありますので、その辺は年によって違うということでご理解願いたいと思います。

この全体的な残額が出るという考え方なのですが、水道事業の場合、全て経費が水道料金に反映されるという考え方になりますので、できる限り使わないというふうに抑えることで努力をさせていただいております。

その中で逆に、24時間365日動かさないといけないということで、予算については確実に動かせるだけの予算を出させさせてもらっているという状況でございます。

その中でどうしても差額の残額については、あちこち出てきてくるということでは全般的な話としてはそういうふうなこ

とになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

決算審査意見書の固定比率の部分の100をまだ割っていないけれども、どうかという話なのですが、これについて、委員がご指摘のとおり、100を切るところがベストかと思えます。今の状況で、返させてもらいますと、早晚、切るようなことも予測しているわけではございません。

ただ、これからの資金の運用状況との兼ね合いもございまして、これから施設の更新とかで費用が多額になるという部分になりますと、起債で賄うとさせてもらう部分も出てくるかと思えます。その部分で低くするという努力は必要かと思えますが、比率だけ見て経営するのではなく、全体的な観点で今後とも進めさせていただきたいと思えます。

○藤浦雅彦委員長 池上参事。

○池上水道部参事 まず、1点目の燃料費、車両が4台あるということで、その内容でございまして、決算額ゼロとなっておりますのは備消耗品費の決算額として、燃料費としては、予算額20万2,240円。決算額として18万8,850円ということです。燃料費の決算額としましては18万8,850円でございます。

2点目でございますが、自己水と企業団水の受水の割合なのですが、これにつきましては前年度と同比率、32.6%、企業団水、67.4%でございます。

これの比率の割合としましては、企業団のほうは企業団年度としましては7月から6月という決算のほうになりますので、その分の事前に5月ごろにその受水の割合、受水量をその辺を調整させていただいて、承認いただいて、その承認に合わせた水量で調整させていただくとい

うことで。

参考までに、平成25年度における大阪広域水道企業団への承認水量は、7月より708万トンから10万トン減量、698万トンということの承認水量になっておりまして、その承認水量に近い量で受水費を設定ということでございます。

配水ポンプ等の設備で平成25年度、7,700万円ほどかかっているわけなのですが、その内容としましては、平成25年度については第3期工事ということで、今年度で最終の4期目でございますけれども、第3期工事につきましては配水ポンプ1台と配水ポンプに関係する弁、配管類、電気制御等の設備の購入ということで、決算額としては7,723万9,050円です。

決算概要の部分で、太中の光熱水費の残が多いということでございますけれども、この部分につきましては、平成24年決算から比べますと、決算額としましては1,800万円ほどの増ということになりますけれども、これにつきましては、電気の使用料自体は減少ということでございますけれども、単価の内容としまして、燃料費調整単価の平均値が平成24年度の0.38円に対して、平成25年度は0.99円となったと。このため、上昇しております。

また、再エネ発電促進賦課金単価につきましても、平成24年度の0.22円に対して、平成25年度は0.35円となったため、予算計上のときに増額ということで見込んだという結果、残が多かったということでご理解いただきたいと思っております。

あと、井戸の洗浄、気曝槽、運転監視のところでございますけれども、井戸の洗浄委託料につきましては、まず、どうしているかと言いますと、年

に1本ずつ管の掃除及び底にたまった砂の除去を行っております。

井戸にはそういう特性もありまして、特性に適した方法で作業をしているということでございます。その特性に合わせて設計を組むのですが、過去に実施した実績も参考に十分精査しながら、予算としましては350万円計上。予定価格自体は311万3,250円ということになります。

その事から、平成25年度の指名競争入札ということで、このような結果が企業努力ということになるかと思っておりますけれども、人件費、労務員の削減とか、機械を自前で取り寄せたと、そういうことの原因から、入札額がかなり低額であったということから、残高が多かったと、このように理解しております。

気曝槽等砂撤去作業委託料、これも予算額が多いということの理由ですけれども、これも先ほど言いましたように年に1回なのでございますけれども、気曝槽や洗浄池等の分、これも溜まった分、砂の除去をやっているのをごさいます、これも同様に職員が気曝槽の中に入って行っていたのですが、実際に砂の量とか確認した結果、量が多かったということから、平成25年度の予定価格で260万円ぐらいを計上させていただいて、これも入札ということの結果、6者あったのですが、これも239万4,000という入札結果でございますので、残がこれだけ出たということで理解をお願いしたいと思います。

運転監視業務委託料の関係の残が950万円の残となっているのですが、これにつきましても、平成22年度から運転監視については委託をさせていただいております、平成25年度から2期目ということで、平成25年度から平成29

年度まで5年間、新規契約ということになりますので、そのときに仕様書も見直した中で予算編成に当たったのですが、そのときに日本水道協会の浄水場等運転管理業務要領といったものを参考にして適正な積算をうちのほうで行いました。

その結果が平成25年の予算計上として4,914万円計上と。これも、入札という形でしまして、単年度でいきますと、3,978万4,500円ということから、残が955万円ということになっています。

また、今年度につきましては十分精査させていただいて、今年度の計上に臨んでおりますので、ご理解いただきたいなと思っております。

自家発電の稼働した時間とか日数がわかればということでございましたけれども、これは天候に左右されまして、雷雨、その辺の早めの予備という形で自家発電をかけるわけなのですが、平成25年度につきましては、7月31日に太中で約2時間。8月23日に太中、鳥飼、千里丘のほうで合計5時間半ほどかけました。

あと、9月1日にも太中、鳥飼、千里丘、約2時間程度でありまして、9月4日も太中で1時間半、最後10月24日太中で約1時間、トータル的に約15時間稼働しております。

ちなみに、平成24年度が若干多くて、約17時間かけた実績ということとなっております。

ホイストクレーン保守点検ということでご質問があったと思っておりますけれども、これにつきましては、太中浄水場、中央送水所、鳥飼送水所のポンプ室に設置しているホイストクレーンということなのですが、これにつきましては年次点検のほう、クレーン等安全規則に基づいて実施しているという状況で、これについて

は随時契約、3者との見積もり合わせということでございます。

○藤浦雅彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 私の部分でご答弁が漏れておりました。

1点目の補正予算で減額して、なおかつ決算ではふえたという点についてまずご答弁させていただきたいと思っております。

この内容について、補正のときに受託工事収益を補正減させていただきました。その分につきまして、減した見込みどおり、入ってきたのですが、逆に給水収益が予定より多く入ってきました。それに伴って、補正はさせていただきましたけれども、結果的には決算がふえたという状況でございます。

それと、除却費の件でご質問いただいていたかと思っております。除却費の分での分かということでご質問があったかと思っております。

内容的には、過去に買いました電子計算機であるとか、買いかえましたICPの質量分析機等々、あとは車両を廃車している分とか、そういうふうな分、全部で8点ほど廃棄に伴う分の除却費でございます。

それとあと、減価償却に係ります定額・定率の計算方法についてはどうしているのかというご質問があったかと思っております。

その分については、併用というか、ものによってかえさせていただいております。建物とかの構築物、工具類、こういうふうなのについては定額法を使用させていただいております。

あと機械でありますとか車両、それについては定率法をさせていただいているということで、これについては両方をその内容によって使い分けをしているということでございます。

それとあと、先ほど消費税の分で市民

の方々にに関してどうなるかというご質問に対して、1点漏れていました。

この春に5%から8%にさせていただいたわけなのですけれども、国のほうでも来年10月また8%から10%にするかどうか議論されているかと思います。基本的な考え方としては、水道料金のベースになる分についてはそのまま、先ほどもご答弁させてもらったように、費用との中で決めさせていただいていますので、ベースのものは変わらないのですが、その分にかね込みます消費税については、もし国のほうで消費税の改正がありましたら、それに伴って私どももまた8%から10%にさせていただきたいと思っていますので、その辺につきましては、時期が来ましたら、議会のほうにもご提案させていただきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 末永課長。

○末永工務課長 森西委員の11番目のご質問で、マッピングシステムの内容についてのご質問にお答えさせていただきます。

マッピングシステムは市内管路図、本管給水管、全ての管路なのですが、その情報と住宅の状況、管のいろいろな情報がございまして、年度とか老朽化とか新しい管とか、そういうふうな形の分の情報と各ご家庭の給水の内容を一元管理というか、連結した情報をコンピュータで管理しておりまして、万が一市民の方から水が漏れているとか、水道がおかしいというような情報、または道路で水が漏れているような情報をご連絡いただいたら即時に判断できるためのシステムとして、構築しているものです。

それから、16番目にご質問いただきました、事務報告書の283ページです。給水装置修理件数でございしますが、この部分の中で、メーター取り替えの委託が

1月から件数が多いと、それまではないというふうなお話なんです、水道メーターにつきましては、経済産業省の計量法によって8年以内に取り替えをしなければならないというような法律がございます。当然、摂津市もその内容に沿って随時、交換をしておるんですが、できるだけ検定満期、メーターを取り替えたら家のメーターを長く使うというふうなことになりますと、メーターは製造したときから8年間という形になってしまうので、できるだけ遅い時期というか、年度で言えば下半期に取り替えをしたほうが、そちらのお宅のほうに回らせていただく8年後、7年後の状態が短くなるかなというふうな形で、下半期、1月、2月、3月に集中しておるところです。

それと、決算書の17ページです。損失水量が、平成24年度より増加しているというふうな形です。平成25年度、84万5,176トン、対前年度比、17万4,408トンというふうな形で、大幅に増加しておるところなんです、増加の内容としまして、この損失水量を導き出すためには、総配水量、1年間で市内全域に送らせていただいた水の量と、お客様からいただいた水道料金の測定水量というのがある程度確定していると思うんですが、それ以外の部分で、細かく申しますと、有効な無収水量と無効な無収水量というのがございまして、有効な無収水量の中に、例えば消防のほうで消火活動をした、消火栓の水の使用とか、私どものほうで定期洗管とか、管を入れるときの洗管作業をするために使っている水、それと、メーターの不感水量、メーター器差というふうな形が有効な無収水量というふうな区別になるかと思えます。

それともう1点、無効無収水量につきましては、不明水量と減免水量という形

でメーターで漏水時の減免水量というふうな形の分がございしますが、それを両方足しまして、一応、84万5,176トンというふうな数字が上がってるんですが、原因としましては、有効無収水量については、ある程度一定の確定した部分がございします。

ただいまの部分、ご指摘のとおり、水量がふえているところは不明水量の部分かというところで、現在調査を進めておるところです。

○藤浦雅彦委員長 小明課長。

○小明営業課長 それでは、森西委員のご質問で、まず決算書の26ページの過年度損益修正損についてのご説明をさせていただきます。

今回、欠損処分いたしましたのは、平成20年度分を欠損処分したものでございます。内容につきましては、総対象者は444件、欠損額は消費税抜きで520万4,542円となっております。

その内訳といたしまして、転出先不明によるものが349件の328万6,837円、会社等倒産、個人の破産を含みますが、よるもので63件の160万1,145円、それから本人死亡ということで、これが32件ございまして、31万6,560円となっております。

続きまして、事務報告書の280ページの用途別、区分、この臨時用と市外給水用ということの裏づけであったと思うんですが、まず臨時用と申しますのは、一時的に使われる、例えば、建物を築造したり、道路をつくったりとかいう、いわゆる臨時的に、そういう工事に使う用途の水道というものがあるということでございます。

それと市外給水用、これは事務報告書に、件数としてはずっと1件というふうに出ておりますが、これは底地が大阪市

に建っている建物が1件ございまして、そこは大阪市の給水区域から水道を引くことができない建物になっておりますので、隣接する摂津市のほうの水道から給水をしていると、それが1件ございします。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 細かい数字の分は、よくわかりましたので、答弁はもう結構ですけども、まず企業債の部分ですけども、平成20年前後に繰り上げをしているというふうなことでありますけれども、今後、そういうふうな考えはないのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。やっぱり利率でもって金額がかなり膨大な金額ですから、それがやはり水道経営に影響を及ぼしている。その部分が軽減されますと、例えば水道料金とか、そういうふうな部分が軽減されたりとかいうことも可能ですので、その点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

続いて、メーターの件ですけども、損失の件ですけども、先ほど調査をとっているふうなことでお聞きしました。やはり、平成24年度と比べまして総配水量のほうはふえておりまして、給水量のほうが減っておるということでもありますけれども、やはりその点、ここまで損失が1年でもって変化があるというのは、やはり通常は、そう推移のない数字でもってあらわれてくるのが本来だというふうに思うんです。1年でもってこれだけの量が、変化があるというのは、やはり理解がしにくいというところがありますので、お答えはなかなか難しいかというふうには思うんですけれども、その点はなぜかというふうな部分は、ぜひとも調査をしていただいて、またご報告をいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、過年度の損益修正損の件ですけれども、平成20年分というふうなことでありますけれども、444件ということであります。これは下水のほうでも話はさせてもらったんですけれども、倒産・死亡はそれはもうしょうがないところでありますけれども、転出の部分に関しては、やはりそれが今までどうにか対応できなかったのかというふうなところでありまして、その点の対応がどのようにされているのか、それがわからなかったのか、教えていただきたいというふうに思います。

それで、財務指標の比率の件ですけれども、これも起債とあわせての話なんですけれども、今後の起債をどういうふうに考えていくのか。数字としては100を割るほうが理想であると。しかしながら、さまざまな借入れをしなければならぬというような要件が出てくると。そうなってくると、比率としては悪くなってくると、その点をどういうふうに考えていくのか。鉛管の事業もあったり、やはり設備が老朽化してきたり、していかなければならない部分というのは多々あるかというふうに思いますけれども、その整合というものは、どういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 答弁をお願いします。

豊田次長。

○豊田水道部次長 それでは、企業債と財務指標の、この2点について、総合的にご答弁申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたように、今後はやはり、先般出させていただきました水道ビジョンにも載せさせていただいているんですけど、施設自体が老朽化が進んでおります。その分につきましては、今後更新するという費用が発生するとい

うことが見込まれております。その分を賄いますには費用が要ということで、その一助としてやはり起債ということに頼らざるを得ないという部分がございます。

あと、その財務指標との関係でございますけれども、これにつきましては、先ほども1点ご指摘があったかと思うんですけども、起債をしますと将来にわたって、償還利息がかかってくるというふうな形で経営を圧迫するという部分もございません。その部分につきましては、私どもとしましては、10年スパンで財政計画等を立てまして、借りた額につきましては、どれぐらい私どもの経営にどれぐらい影響するかというのを見まして、これぐらいだったら大丈夫だろうということで判断させてもらって、ふやすときにはそういうようなことをご説明させていただいて、また今後の施設の更新計画とあわせて、その財政計画をあわせてご説明はさせていただきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 小明課長。

○小明営業課長 それでは、転出者不明の対応についてということでございます。現在、ご承知のように、職員全員が未納者、未納額を減らすというふうな方向で対応してまいっております。通常ですと、使用中止ということで、最後の請求先等を告げられて出て行かれるんですが、中には、無断転出、転出先不明ということで、ある日、検針に行けば全然水量が上がってなかったということで、調べると、もうそこは誰も住んでおられないというふうなことが発生する場合がございますので、現在のところは、そういう方を少しでも減らすために、新規の滞納者の方については、短いスパンで接触が図れるよう、極力短い期間で、今一番最短で3か月間、料金のお支払いがなかったら、

その方について文書で通知を出して、それでも返事のない場合は、申しわけないんですけど、給水停止というふうな方向で、極力そういう接触する機会を多く設けて、なるべく、言葉は悪いんですけど、仮に無断で出て行かれても、最小限にそういう未納の金額は抑えるというふうな方向で、今、職員全員で取り組んでいるところでございます。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、企業債の件ですけれども、繰上償還、その分の答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、財務指標の件もご答弁いただきましたけれども、例えば、その指標を求めていくと、老朽化の部分というのが、起債を行わないということになってきますから、例えば修繕できなかつたりとか、そういうふうなことになったりします。それが無理でありますと、そしたら、その費用はどこに求めていくのかというふうなことになっていくと、水道料金ということで、市民にということになっていくということになります。

その点、水道料金という考えですけれども、極力市民に安く水道を提供するというのが理想だというふうに思いますけれども、そういうふうな部分で、経費がかかってくるというふうなことでありますと、その点は水道料金というふうなことへの転嫁というふうにするのか、公債費というふうなことで、起債をして、これは後年にまた起債の返還というふうな部分が、償還というのが出てきますけれども、後年にというふうなことで考えるのか、その点の考えというのは、どういうふうな考えなのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 まず1点、企業債の

今後はどうしていくかということについて、漏れていました、済みませんでした。

それにつきましては、ご指摘があった分につきましては、下水道と同様なんですけれども、同様な要件がございまして、合う分につきましては、私どもも積極的に利用したいとは考えておりますけれども、現行制度ではなかなか使えないという状況でございます。また、借り換えの際には、利息も発生しますので、そのときに一時的に費用がかさむということもありますので、その辺、制度利用と、その辺のバランスをとりながら、検討させていただきたいと思っております。

それと、2点目の水道料金との関係ですけれども、過去におきまして、どんどん広げていって、その分ずっと起債を償還させていただいていた分が、今は年々減っている状況でございます。そういう状況の中で、その時期に建設しました施設が老朽化を迎えているという中で、これを更新していかなければならないというふうな事態になってきております。それにつきましては、今までお借りしていた起債額が減ってきておりますので、その負担が減ってきた分につきましては、やはりある一定、これからは私どももその分は借り入れしても大丈夫かと考えております。

ただ、その分につきましては、水道料金がどのようになるかというご指摘ですけれども、基本的な考え方としては、ご存じかと思っておりますけれども、先ほどもお話のあった減価償却費であるとか、除却費であるとか、そういうふうな部分が内部留保資金として、企業の中で保有するという形になっています。本来でしたら、その分で新しい分を更新していくというふうな形をとらせてもらうのが一番ベストかと思っております。

ただ、今まで留保してきた分をやはり施設を建てる中、また更新する中で、悪い言い方をすれば先送りしてきたという状況もございます。その辺で、今後につきましては、やはり私どもとしましては、水道料金に極力影響が出ないような形で、将来的な財政計画を立てまして、それプラス、やはり施設更新というのは喫緊の課題になってますので、これを怠りますと、やはり逆に将来的に大きなつけが回ってくるというふうに考えておりますので、すべきことはして行って、委員がご指摘のとおり、なるべく市民には負担がかからないようには考えていきたいと思っております。先ほどご指摘のあったように、消費税に関しましても、この春に、5%から8%、また状況によったら来年の10月には、8%から10%に上がっていくという中で、やはり水道料金にもそれを転嫁させていただくという、ご無理なお願いをしていかなければなりませんので、そのもととなる水道料金につきましては、経営の努力の中で、できる分につきましては、私どものほうでなるべく頑張っ、将来的にも今の額をなるべく維持できるように努力していきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 これ以上は言いませんので、減価償却でも、例えば、定率法と、定率と定額によって、結局その経費に算入される部分というのが違って来るわけです。それによって、利益自体が違って来るわけです。だから、その仕方によって、結局どこにどうするかによって、ただそれだけでも水道の会計自体が違って来るわけですから、その点は十分に調査研究をしながら、市民に極力、水道料金にはね上がらないような形をとっていただきますように要望して、質問を終わ

たいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 ほかに質問のある方。  
野原委員。

○野原修委員 今、森西委員から細かくしていただきましたので、それと重複するところも若干あるかと思いますが、またよろしくお願ひします。

まず1点目としまして、決算概要で、集中監視装置等保守委託料の645万7,500円、その契約内容を教えていただきたいと思ひます。

2番目、同じく172ページで、自家発電機保守業務委託料、今、森西委員の質問で、平成25年度はトータル15時間ぐらい稼働されたとお聞きしました。この自家発電は、全ての送水所にあるのかどうか、お聞かせください。

3番目として、電子計算機保守委託料、55万6,500円、これの契約内容をお聞かせください。

4番目として、運転監視業務委託料、3,978万4,500円、残が935万5,500円、残ってます。これは1回目の契約のときにやってもらって、今また設計し直して、これだけの残が平成25年度から平成29年年度の5年契約の中で余ってきているという形なんですけど、これの内容をお聞かせいただきたいと思ひます。

5番目として、耐震診断業務委託料、1,774万5,000円の内容をお聞かせください。

決算概要、172ページの、先ほども出ておりましたが、井戸洗浄作業委託料について、予算としては319万2,350円上がっておりますが、執行が161万7,000円で、残が150万7,535円となっております。この詳しい内容をいま一度教えていただきたいと思ひます。

7番目としまして、薬品、先ほど教えていただきましたような形で、水の量がふえる中でも執行していているという内容をお聞かせいただきました。先ほど説明いただきましたところで、企業団の水と、太中の自己水の単価を聞きましたら、やっぱり10円ぐらい太中のほうが安いようなご説明をお聞きしております。太中の自己水が多くなれば、もちろん薬品が多くなってくるのかと思います。そのところで、薬品というのは今いろんな形で科学は進歩している中で、この薬品の選定なんかは、より体に優しいとか、そういった形の中で、過去からずっと使っているからそれを使っておられるのか、それとも毎年そういう形の中で、いろんな形の薬品が、薬品の中でこれが人間のとは違うんかわからへんけど、ジェネリックとか、そういう形の薬品もできているのか。それやったら、そういう形のものを使ったほうが安くなるという形もあろうかと思います。その辺のことを教えていただきたいのと。

もう1点、企業団より太中の自己水を多くしたほうが、今の説明の中で単価は安くなると思うので、企業団とどのような形の折衝をして、自己水をふやすような努力をされているのか、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

それと、決算概要の174ページの水質共同検査業務委託料、137万7,700円、これの内容をお聞かせいただきたいと思います。

それと同じような項目で、水質検査手数料、44万2,000円、水質モニター保守点検業務委託料、302万4,000円が上がっております。この内容をお聞かせください。

それと、最後に鉛管対策であります、これの年度計画についてお聞かせいた

きたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 暫時休憩します。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時24分 再開)

○藤浦雅彦委員長 再開します。

それでは答弁を求めます。

池上参事。

○池上水道部参事 それでは野原委員の1回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目の、集中監視装置等保守委託料の契約内容ということでございます。

まず契約の内容でございますけれども、この装置は太中浄水場と場外施設である送水所等の情報を伝達する装置であり、専用回線を使用して通信を行って、各施設の情報が太中浄水場の監視装置に集め、場外施設の遠隔操作や監視が可能になるものでございます。点検は年1回、送水所3か所、水質モニター2か所、場外井戸1か所を実施しており、太中浄水場から各施設の信号が正確に伝達されているかの確認を主に実施してございます。契約については、この装置の電源には暗号化されたデジタル信号を読み取るための専用端末機器が必要ということであり、その装置のソフトウェアにも精通しています業者との随意契約で行っております。

2点目の自家発電については、全施設にあるのかというお問い合わせでございます。この分につきましては、非常用発電機につきましては太中浄水場と3送水所に各1台設置しており、さらに鳥飼送水所には停電時でも運転可能なエンジン駆動用に配水ポンプ1台がありまして、平成25年の保守点検では計5台のエンジンを分解清掃、消耗部品交換等の作業を実施させていただいたということでございます。

次に、電子計算機保守委託料の内容でございますけれども、この分につきまし

ては浄水場と3送水所の監視制御とデータ集積を行う設備でございます。データの蓄積や管理、制御操作をする上位計算機と、各信号の通信や機器制御を行うコントローラーに分かれております。この分につきましても上位計算機については年2回、コントローラーは年1回の点検を実施しており、この点検につきましても精通している業者1者の随意契約で行っております。

次に、運転監視のことでございますけれども、先ほど森西委員にもお答えさせていただいたと思うんですけれども、平成25年度から5年間の委託契約を結ばせていただいて、その内容としまして仕様書も見直して、新たに無人施設であります送水所の機械、電気設備及び自家発電機の自主点検、この分と操作業務等を追加しておる関係上、予算計上につきましては精査した中で、日本水道協会の浄水場等運転管理業務要領を参考にして適正に行った結果が4,914万円という計上をさせていただいたと。これにつきましても入札の結果でございますけれども、955万円の残額、今年度につきましてさらに適正に精査させていただいて、4,384万円計上させていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、耐震診断の契約の内容ということでございますけれども、この業務委託につきましては、鳥飼送水所にある鳥飼3号配水池、同じく4号配水池、それで太中浄水場にございます太中の2号配水池、それから中央送水所にございます中央1号配水池と2号配水池、この計5の配水池について、耐震診断を行い、耐震時の配水施設の状態を把握するために実施させていただきました。契約内容としてはこういう内容でございます。

井戸洗浄、これにつきましても先ほど森西委員にも答弁は申し上げておりますけれども、それ以外の内容としましては、内容的には6本の井戸がありまして、1本ずつそれぞれの特性がありますので、その特性に合わせた井戸洗浄の委託料を精査して、十分に精査した中で350万円を計上させてもらったと。それでその中で予定価格311万3,200円という形になっておりますけれども、これも指名競争入札の結果、これも6者あったんですけれども、161万7,000円ということで、1者が人件費の労務費の削減とか、機械等が自前で全部持ってこられるとかという部分の努力によって、この入札の結果ということでございます。

あと薬品費につきましては、太中浄水場で水処理に使用する薬品、三つあるんですけれども、これにつきましては消毒剤としましては次亜塩素酸ナトリウム、凝集剤としましてはポリ塩化アルミニウム、PH調整剤として苛性ソーダを使用させていただいています。この分については、平成12年度の段階で、凝集剤につきましては、以前の硫酸バンドから、現在のポリ塩化アルミニウムにかえさせていただいております。同じようにPH調整剤としまして、12年度以前までは消石灰を使用しておりましたけれども、現在の苛性ソーダに変更しております。このポリ塩化アルミニウムにつきましては、硫酸バンドより凝集効果がよいということで、この当時でいきますと画期的な凝集剤であったかなと思っております。それでその消石灰から苛性ソーダに変えたことによりまして、現状の蒸発残留物が減っているという状況で推移しております。仕様書につきましては、日本水道協会の規格を採用させていただいて、現在この3薬品を使用しているという状況

でございます

あと、自己水と企業団との関係ということで、これも毎年企業団年度が7月から6月ということでございますので、先ほども答弁申し上げていますが、5月の段階で双方ですね、企業団も今は毎年のように10万トンぐらいを受水量を減量させていただいた中で、双方が企業努力というか、双方が努力して、それで企業団についてはできる限り受水については減量という形で、そのようにうちのほうの方向性にはその方向で、毎回その都度の折衝ですね、減量について承認いただいて、ずっと努力しているということでございます。

また、水質共同検査業務委託料の関係でお問いただしたと思えますけれども、水質共同検査体制につきましても、高額な検査機器や高度な分析技術が要求される水質検査を、個々の事業体で整備していくことは技術的に困難ということと、不経済であることから、このため大阪市を除く府内の市町村が一体化となり水質共同検査体制を、当時の大阪府水道部、現在大阪広域水道企業団で発足したものであるということで、ここに委託をさせていただいて、主に水質基準項目のうち水道部で分析できない項目、この分について事前の調査依頼に基づき、委託しておるものがございます。

水質検査手数料は水質基準項目でないダイオキシン類、塩素消毒で死なない生物であります、クリプトスポリジウムの検査と、この分を公共機関であります茨木保健所や大阪府立公衆衛生研究所に検査の都度依頼して、実施させていただいております。

水質モニター保守点検の契約の内容ということでございますけれども、これについては水質モニターは、毎月検査義務

のある水道水の色、それと濁り、消毒効果を自動で測定する計器でございます。これは1年に1度の保守点検を行うことで、機器の維持補修や精度の保持に努めておるところでございます。この水質モニターには水質測定のほかにも、水圧も測定しており、市内の管末まで安定した水圧が送られているかどうか、そのようなことも確認しております。

○藤浦雅彦委員長 末永課長。

○末永工務課長 野原委員の12番目の鉛管対策の計画についてお答えさせていただきます。

鉛管対策計画でございますが、鉛管対策事業の中で実施させていただいておりますが、当時、平成15年度に水質基準の改正がございまして、平成15年度に職員で実態調査を行っております。当時1万3,260件の鉛管が確認されておりました。その後、事業を平成16年度から開始させていただきまして、現在6,938件の鉛管使用世帯が解消されているという状況になります。依然6,322件の鉛管使用世帯が残っておりますということで、進捗率としては52.3%、約半分ちょっとという形で更新を進めておまして、平成25年度につきましても鉛管対策事業として147件、他工事413件で557件の鉛管を解消をしまいったところでございます。

○藤浦雅彦委員長 野原委員。

○野原修委員 集中監視装置等保守委託料のところ、随契という形でお聞きしました。暗号化されたデジタル信号を読み取るための専用端末機器が必要で、随契ということでしょうかがないのか、それとも初めにこの機械を入れたときに、そういう後の保守をやるところがもうそこしかないという形であれば、後の保守契約をなされていくような形で、もうこ

こ1者しか今のところは見られないという形になっておりますので、今後電子計算機などもそろそろ更新の時期が何年か先にこようかと思いますが、そういうときにその機械があって、後の保守が、それでもうけるみたいな形で随契しかできないというような形になれば、これは問題があるかと思いますが、その辺の抑止というのか、その辺の考え方を一度聞かせていただきたいと思います。

次の自家発電機保守業務委託料であります。今5か所のところで自家発電という形のことをお聞きしました。災害のときにもし自家発電をやるとなれば、個々どのぐらいの時間をもってそこで災害に対する対応をできるのか、その辺の取り組み、考え方を聞かせていただきたいと思います。過去、平成何年かちょっと忘れたんですけども、落雷で停電して、中央送水所の電源が落ちて、それから2系統にされたように記憶しております。そういった中で今質問したような形で、それを踏まえた形で災害に対応するために、そういう2系統にしたり、またそういう自家発電なんかで大体災害のときに各送水所がどのぐらいもってどういう対応を考えられているのか、お聞かせください。

運転監視業務委託料、これは入札でそれぞれが設計した中で初年度そういう形で金額が平成26年度、また平成27年度には変わってくるという形があらうかと思いますが、今、職員が皆さん少なくなる中で、本当に市民の方に安全な水を供給するという形の業務に携わっておられまして、やはりコアのところは職員の方で見ていただこうかと思いますが、この監視業務、今は夜間と休日ですか、見ていただいています。今後どのような形を考えられているのか、その辺の考えが

あるようでしたら、お聞かせください。

耐震診断業務委託料について、耐震診断を5か所していただきまして、その診断、もしわかれば診断結果と今後の計画を教えていただきたいと思います。

井戸洗浄作業委託料で、多分その井戸それぞれの特性があって、それでこしはこの井戸に関してという形で入札されて、それでも157万5,350円の残が残ったということは、その入札業者が企業努力でこれだけのことが余ってきたというような答弁かと思いますが。その特性をある程度、皆さんのほうがよく知っておられる中で予算を立てるところで、そういう形を予算計上されておりますので、もうちょっと近いというか、企業努力してもらってはありがたいことなので、それだったら井戸が何本かある中で、それぞれの特性の中で、これは水道のほうとして過去一番安い金額で、その年によってもいろいろ、その砂のたまり方であらうかと思いますが、こういう形で今回161万円という形で企業努力で出してもらった、これを一つの値段の算定という形の企業努力をしてもらったという形、相手方だけではなくてこちらの資料としても多分置いておられると思いますが、そういった中で相手の企業努力だけではなくて、その辺を話し合える中で、今後井戸の洗浄というのはそういう形で、ローテーションで回っていきますので、そういうところで相手方が企業努力をされるんだったらこっちもそういう形である程度値段を設定するということが企業努力につながるのかと思いますので、その辺のことはもう釈迦に説法で十分やられているとは思いますが、その辺のことをいま一度また精査してもらって、そういう形で入札に挑んでいただきたいと、これは要望しておきます。

薬品費に関しましても今、お聞かせいただきまして、またそれぞれ企業団との折衝をしていただいているというのも理解できました。平成27年度予算のときに、どういう形で反映されているか、また聞いてみたいと思います。

水質共同検査業務委託料でございます。これは今の水質に関して3点検査、手数料は今言う形で手数料としてはあるかと思いますが、水質モニター保守点検業務委託料のところ、外注で出しているのと、太中の中で独自でそういう形で日々検査していただいて、市民の方に安全な水を提供していただいていると思いますが、今、職員の技術の継承というのか、その辺が今どういう形になっているのか。この間も見学させてもらった中では、やはり年齢があいて、やはりこれは化学のほうの専門の方が入られたほうが、そういう面では基礎知識があるという形のところで、なかなかその辺で人が、技術の継承ができないというような形をお聞きしていますので、その辺の考え方と取り組みをちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

鉛管対策に関しましては、過去3,000万円ぐらいの予算から、今6,190万円という形で、いち早くそういう鉛管対策という形のもので取り組まれていると思いますが、過去は住宅が密集したところとか、そういう形のところがだんだん済んできたら、今度は距離があいたりという形のところでロスが出てきたり、なかなか件数が進まないという形もありましようけれども、そういう形の取り組みを今後どう考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○藤浦雅彦委員長 それでは答弁をお願いします。

池上参事。

○池上水道部参事 それでは2回目の野原委員のご質問にご答弁を申し上げます。

集中監視装置等保守委託料のことでございます。この部分の装置につきましては、1者の電気メーカーの製品ということで、これにつきましては暗号化されたデジタル信号を読み取る専用の端末機器、これも随意契約ということなんですけれども、これにつきましてはここを扱っている富士電機というんですけれども、製品、そこが今現在は完全に業務継承した業者でしか扱っていないということで、1者特命なんですけれども、今後は今言われていますように、電子計算機のことも含めまして、これについては当然競争原理で、当然大きな金額もかかることから十分精査させていただいて、入札のできる限り、十分にうちのほうで精査した中で、この分については契約更新をさせていただくと、このように考えております。

自家発電のことでございますけれども、自家発電についてはどれぐらい自家発電がもつのかということでございますけれども、これにつきましてはあくまで、これは早目に自家発電を運転して、落雷に備えて停電を防ぐというところから、これはあくまでしのぎというか、つなぎの意味合いがこれは強うございます。この分で時間的に言いますと、これも燃料の貯蔵量と機器の燃費によるんですけれども、まず太中浄水場につきましては約13時間、中央送水所につきましては約34時間、鳥飼送水所につきましては約36時間、千里丘送水所につきましては約12時間でございます。これにつきましてはあくまで、先ほど言いましたように、今現状では早目の対応ということで、ここ2年ぐらいにつきましてはもう停電という、私が経験する限りは発生していな

いというように思っております。

運転監視の考え方ということでございますけれども、運転監視につきましては、現状、野原委員もご存じのように、夜間と土日祝日が5年間の業者委託、今してありますけれども、次年度につきましては職員が2名減ることがはっきりしていることから、お昼の委託につきましても拡大という方向で、今検討しております。これにつきましてはあくまで、主要な水づくりとかそういう送水関係の分につきましては、職員が当然現状で職員配置して、安全で安心な、安定的に供給できるように頑張るつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと耐震診断でございますけれども、耐震診断につきましては一応結果としまして、今現在、鳥飼4号配水池につきましては耐震性が不足しているという結果がございましたので、危機管理の観点から優先順位を勘案し、今年度におきまして耐震補強設計を実施させていただいております。ほかの鳥飼3号配水池、太中2号配水池、中央1号配水池、中央2号配水池につきましても、一応レベル2、震度6、7その大きな地震に対しましては、十分な耐震性を有していない、十分ではないという結果となっておりますので、耐震性と劣化保守の両面と配水池としての機能保持を考えた上で、優先順位を十分検討し、整備計画を策定した上で進めてまいりたいと、このように考えております。

あと最後に、水質検査体制でございますけれども、現状、委員もおっしゃられましたように、化学の専門的な職員2名がおります。そのうち1名につきましては退職も近いわけでございますけれども、その辺2名体制を堅持しまして、それでいろんな検査機器も更新をさせてもらっ

ている関係上、その辺で一斉点検できる検査体制も整えて更新もさせていただいた中で、今後水質検査体制の強化というか、2名につきましては現状維持、しっかりと守っていきたいとこのように考えております。

○藤浦雅彦委員長 末永課長。

○末永工務課長 野原委員からの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

2番目にご質問がございました、各浄水場、送水所の2回線受電と自家発電機の対応の点でございますが、2回線受電にさせていただいておりますのは中央送水所、こちらのほうと太中浄水場、2か所2回線受電をさせていただいております。中央送水所で申しますと、正雀変電所からと沢良宜変電所から、2か所の変電所から電気が回ってくるような状態、主電源は正雀変電所から回ってくる状態で、万が一雷が落ちましたら正雀変電所地区で落ちましたら、自動で沢良宜変電所という形の回線を構築しておるところです。委員がおっしゃられますように数年前、大きな雷がございました。そのとき実は水が濁って大変ご迷惑をかけたんですが、当時想定しておりました沢良宜変電所、正雀変電所、両方の変電所、どちらかが大丈夫かなというふうな形で思っておったんですけれども大きな雷で、かなりの落雷があったと思っておりますが、両変電所が落ちたということで、そのバックアップ体制として自家発電機対応ということで、また太中浄水場でしたら同じように、違う変電所からも提供させてもらいました。それがバックアップ体制でございます。それで鳥飼送水所につきましては、自家発電する前にエンジンポンプといましてすぐに電気が回る装置がついております。千里丘送水所につきましても、やはり自家発電で対応という形で対応してい

こうと思っているところでございます。

それと12番目にご質問がございました、鉛管対策を今後どのように行っていくかというばらつきについてでございますが、今後の取り組みにつきましてはですが、委員がおっしゃられますとおり、今まで鉛管使用世帯を早期に解消するために比較的集中した地域を主体的に、鉛管と他の材料の老朽化も含めてやってきたところでございますが、また私ども修繕もしておるんですが、修繕においても積極的に鉛管を取り替えておるような形をやってきております。そのため、委員がおっしゃったとおり、鉛管使用世帯は現時点では散在している状態です。平成26年度から、現在やっておるんですが、個別、1軒1軒という形、件数的にはなかなか難しいところがございますが、更新計画を実施しているところです。さらに事業を開始して10年経ちます。進捗にしたら半分少しというふうな状態で、10年経った中で、現在やっておるんですが、市内全域、文化住宅とかいろいろ、無くなっている家もございまして。いろいろそういうふうな実態調査を今職員で実施しているところですが、その結果を基にしまして今後の方法、効率的な方法を立案して、その都度進めていきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 野原委員の1点目の入札についてご心配されているということで、ご質問がありましたので、契約の観点からご答弁させていただきたいと思っております。やはり今のやり方でございまして、物を入れるということだけの入札になりますので、やはり今後どうするかということでの内容が一切ございません。そういった点から今、国であるとか他自治体でも導入が始まっているんですけれ

ども、総合評価型入札というのがございます。これにつきましては、その購入価格だけではなく、後のランニングコストであるとか、保守のやり方であるとか、使い勝手であるとか、そういうふうなものを総合的に評価して入札するというふうな制度もありますので、その辺また制度を検討させてもらいながら使っていきたいなと考えております。その入札につきましては、有識者等の意見をお伺いするというので、入札の費用が一定かかるとは聞き及んでいるんですけれども、それ以上の費用効果があるということで導入されていますので、私どもも今後そういうふうな制度を使っていきたいなと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦委員長 野原委員。

○野原修委員 今、ご答弁していただきました中のものを踏まえて、新年度予算のときにまた、皆さんが今答弁されたことがどう反映されているのか、またしっかり審査していきたいと思っております。

1点だけ、自家発電機保守委託料のところ、今お聞きしました太中で13時間、中央34時間、鳥飼36時間、千里丘が12時間、そのぐらいの時間を持たせて、持つという形だったんですが、これはその出せる量とかいろいろな形で時間がもうちょっと延びたり短くなったりするかと思います。これはあくまでも落雷で停電という形じゃなくて、それこそ地震があって、ライフライン、一番肝心なのが水という形で、電気も寸断されたときに、この自家発電のところを稼働することによって、地域の人なり市民の方に3日間そういう水を安定確保した中で、それを皆さんにどう配分していくかという、本当にコアな部分を管理していただいていると思っております。そういった意味で、この自家発電でそこに貯める水、それを

どういう形で災害のときに皆さんに供給するか、その辺の考え方を最後部長のほうから、どういう対応をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 渡辺部長。

○渡辺水道部長 まさに市民の命の水を預かる水道事業ということで、野原委員がおっしゃいましたように有事のとき、我々今考えていますのはやはり有事のときとなりますと、確かに今の自家発電、これも大事な機械ではあるんですけども、地震で何が壊れるかといいますとやはり送水パイプ、このあたりが恐らくまず壊れてくるでしょう。あと、今の企業団から受水している受水パイプ、このあたりも恐らく破損してくるといふふうに考えています。ですから今の自家発電につきましては、あくまでも地震対応ではなく、短時間の停電であったり、そのあたりに対して自家発電でその間を何とかもたそうという対応をしていきたいと思えます。それで本当の有事になってきますとやはり、施設の点検から入っていかないといけませんので、まず送水管で送るといふのは少し時間がかかってくると思えます。その中で、市民の水を確保するために、今考えておりますのが、先ほど池上参事のほうから答弁がありましたけれども、5か所あるタンク、ほぼ耐震的には非常にもたない状況になっています。平成24年度に耐震診断をしています千里丘の送水所のタンク、これは阪神淡路大震災程度の規模であれば何とかもつだろうという診断結果が出ております。ということがあって、千里丘のタンクとあと鳥飼地区、鳥飼の送水所の1池、これを早急にできたら耐震補強をかけていきたいと思えます。その2池で8万4,000人の市民の1週間分の飲み水の確保、これを図っていきたいというのが、

まず一番最初にやらなければいけないことだといふふうに今考えながら、事業のほうも進めているという状況でございます。

○藤浦雅彦委員長 ほかに。

木村委員。

○木村勝彦委員 今年と去年をまたいで、大阪広域水道企業団議会の議員に選出されて、その中でいろいろと渡辺部長、豊田次長からレクチャーを受ける中で、いろんな問題については承知をさせていただいております。もう時間も経過をしております。1点だけ質問をして終えたいと思えます。

それは、大阪広域水道企業団の水を受水するという状態になっておるんですけども、そういう状況の中で承認水量を保障していくという立場の中から、自己水の確保、これをどういふふうに取り組んでいくのかということが大きなテーマになってまいります。そういう点では、太中浄水場の3号井戸のポンプについて、平成32年度までの施設整備計画によりますと、井戸の補修の計画が入っておりません。それと同時に、やはり今後4号井戸、5号井戸、6号井戸の増強工事というものがいずれ近い時期に、やらなければならない時期に到達をしております。そのような状況の中で、平成32年度まで全くそういう増強工事はないということの中で、自己水の確保がどのように確保されていくのか、その辺のことについて、この点1点に絞ってお聞きをしておきたいと思えます。

○藤浦雅彦委員長 答弁お願いいたします。

池上参事。

○池上水道部参事 今後の太中浄水場の自己水のあり方ということのお問いでございます。現在6本の井戸がそれぞれあ

るわけなんですけれども、それぞれ2重ケーシング、3重ケーシングという形で増強もさせていただいています。平成23年度には3号井戸の増強もさせていただいた中で、現在は、この春ぐらいまでは日量1万トンぐらいまで上がっていた状況でございますけれども、今現状でいきますと揚水量が若干、9,000トン程度で推移しております。それも将来自己水の割合は30%の確保に向かって、今後もその目標で井戸の整備と適切な揚水量、それで井戸を毎年のように1本ずつ、砂の量も合わせて整備もさせていただきながら、今後もやはり9,000トン程度の推移で、それで30%を目標に今後も進めようという形で今、整備を順次やっている状況でございます。

○藤浦雅彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 私のほうから補足的に説明させていただきたいと思います。委員各位にお示ししている施設整備計画については、そういう計画になっております。ただこの春に水道ビジョンをつくらせていただきまして、水道部の中でもう一回全体的な見直しをさせていただこうということで、施設の更新計画の全体的な見直しを今、させていただいている最中でございます。それにつきましては平成27年度予算に反映させていただく予定をしておりますので、その上で確定させていただいた施設整備計画とともに、財政計画を一緒にご提案をさせていただきたいと思っております。その中で太中浄水場で3割を保持していくというふうな形で総合計画の中でうたわせていただいておりますので、その分については達成させていただこうかと考えておるところでございます。そういう中で、現在の計画の中では、大きな更新計画なしでもできるという予定でしているところでござ

います。先ほども申し上げました、施設整備計画、この中でどういうふうにしていくかというのを今、部内の中で相談させていただいているところでございますので、その辺につきましては、先ほども申し上げましたように、平成27年度予算のときにどういうふうな更新を計画していくのかという考え方ともどもご説明させていただきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 おおむね理解はするんですけども、今、新幹線鳥飼車両基地の中で井戸を掘るという計画がされております。その中で、JRの言い分としては、摂津市は9,000トン汲み上げてやるやないかと。我々は750トンしかくみ上げへんねんというようなことが言われております。そういう点で、もし仮にJRがいうように汲み上げをされますと、摂津市の水道事業にやっぱり何らかの影響が出てくると思うんですけどもその辺の今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 委員がご指摘のとおり、やはりJRの汲み上げが確定しますと、やはり給水収益に直撃するというふうには私どもも考えております。しかしながら、私どもとしましては、やはり状況としましては、年々、給水収益が減少する中で、企業努力の中で頑張ってきたところでございます。今後につきましても、企業努力できる中で努力はさせていただいて、もし、その中でどないにもならへんということになりますと、やはりその辺はご相談させていただかなければならないという場面も出てくるかもしれないんですけども、やはりまずは私ども、努力するべきところはいたしまして、その辺は頑張っていきたいというふうにご考

ているところでございます。

○藤浦雅彦委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 先ほど、公共下水道事業会計のところでも申し上げたんですけど、第4次行財政改革の中では、やっぱり公共料金の問題が含まれておりました。これが今、第5次行政改革の中では、ちょっと影が薄くなって、見えてこないんです。

そういう中で、やはり今、答弁があったように、JRが750トンくみ上げて収益が減ってくるということになってきますと、やっぱり水道事業にも何らかの影響が出てくると思うんです。その辺のことについて、今後やっぱり第5次行政改革の中での公共料金の値上げ問題等については、担当部としてはどのように考えておられるのか、一遍、お聞かせ願いたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 渡辺部長。

○渡辺水道部長 それでは、木村委員のご質問にご答弁させていただきたいと思っております。

まさにおっしゃるとおりでございます。仮にJRが井戸を掘りますと、確かに給水収益は落ちてまいります。本市には環境の保全及び創造に関する条例がございますので、井戸に対する危機感というのは余り持ってないんですけれども、周辺市に行きますと、この条例がないものですから、やはり大きなスーパーであったり施設であったり、そのあたりは井戸併用で水源を求められているという状況がかなり全国的には見受けられます。

ですから、確かに現在、全国的に給水収益は下がりぎみになってきておりますので、我々としてもやはり経営する中で、民に渡せるものは民に渡し、きちっと公として監視をしなければならないものは公で監視するという、そういうスリム化を図りながら、やはり今後の企業経営を

考えていきたいというふうに考えているところでございます。

そんな状況があって、平成25年度、水道ビジョンを作成させていただき、先ほど次長のほうからも答弁がございましたが、今年度、そのビジョンに基づきまして更新計画及び経営計画、このあたりの再検討という形を今、とらせていただいているところでございますので、ご理解よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 それでは、私のほうからも項目を絞りまして、質問させていただきたいというふうに思います。

まず1点目なんですけれども、決算書で20ページ、ここに重要契約の要旨というようなことで、1,000万円以上の契約金額、それぞれ一覧になった表が載ってます。番号でいうと10番、開閉栓業務なんですけれども、平成26年度から30年度までの契約で3,596万4,000円というのが上がっています。

委員会の記録で、予算審査の際の議論を見てましたら、当時の原田委員から質問がされてまして、その前の3年間の契約を見ましたら、その際も、年間1,000万円の予算を組んでるけれども、執行は400万円という形の契約だったという形で、今回の分につきましても、債務負担行為で5,890万5,000円とのことで上がってましたけれども、契約の際にはこの3,596万4,000円というようなことで、およそ7割というか、そういった形で結ばれております。そこらあたりの経緯をお聞きしておきたいというふうに思います。

ちなみに、ホームページで入札の結果なんかも見ることはできましたけれども、そこでは応募の業者が少なく、中止になっ

ていたというようなことも出てきましたので、何でそういうふうになっているのかというふうなこと、詳しくお聞きできたらと思います。

不納欠損にかかわって水道事業年報にその中身について細かく書いてあります。この間の傾向としては、若干減ってきてるのかなみたいなことでありますけれども、企業の倒産なんかでの影響は大きくなってるといふふうなことがありました。

対策として取り組まれているような中身、とりわけ口座振替のところに力を入れてやられていると聞きましたが、このところの改善状況といいますか、どういふふうな中身になっているかというように教えていただきたいと思えます。

あともう1点、水道事業年報のところで、自己水源に対する電力及び薬品費というような項目がありまして、平成25年度、電力の使用料金が随分これまでと比べて上がってます。前年の平成24年と比べると28%増しというふうなことになっているんですけれども、ここらあたりの、単に料金改定なのか、担当課のほうで現状分析みたいなところがあるようでしたら、お聞かせください。

最後に1点、これは水道事業会計決算審査意見書ということで、平成25年度の事業の分析をされていまして、その一文に、平成25年度の収益的収支は前年度と比べると収入の減少で、その主なものとして、一般会計から福祉減額負担金の減少によるものであるというようなことが書かれています。

福祉減免制度がなくなって、市民の方からもいろいろと、1年の中で意見も聞いたなというふうに思うんですけれども、担当課のほうでこの1年を通して、そうした影響といいますか、何かしらの反応

といますか、そういうものをつかんでおるようでしたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

小明課長。

○小明営業課長 それでは、ただいまの弘委員の第1点目の、開閉栓委託業務について、ご答弁申し上げます。

これについては、おっしゃるように、当初、制限付の一般競争入札という形で行いました。ところが、入札参加に1者しか来なかったということで、3者に満たないので、その制限付一般競争入札は中止になって、それから、指名競争入札で、これは8者で行いました。

行いました結果、おっしゃってございましたように、当初、5年間の債務負担行為で5,890万5,000円、計上させていただいておりましたけど、入札結果、落札率は59.4%です。業務委託料は5年間で3,596万4,000円です。

その前は3年間で委託をしたんですが、このときも落札率が40%、今回も59.4%ということで、非常に落札率が低くて、落ちているというのが現状でございます。指名競争入札でさせていただきました。

次に、口座振替登録端末について、これにつきましては、平成23年度から導入をさせていただきまして、ふだん銀行の営業時間内に行って手続ができない人、その方がご足労ですけど、水道部の庁舎まで来ていただきますと、そこでキャッシュカードを持って暗証番号を入れると口座登録の手続ができるというものでございまして、これは24時間いけますので、水道部営業時間外でも当直者の者がいますので、そちらのほうに申し出て

いただければ登録ができるということで、数的には年々減ってきているんですが、利用はしていただいているというふうな状況でございます。

それから、最後の福祉減免廃止後の市民の方の反応ということで、当初は数件、私の記憶の中では数件なんですが、水道料金が急に高くなったんだと、どうなってるんですかということで調べますと、福祉減免を受けられていて、それが廃止になって、福祉減免の適用が受けられなかったという方、これについては、数的には数件しかなかったように記憶しております。

○藤浦雅彦委員長 池上参事。

○池上水道部参事 自己水源に対する電力及び薬品費の電気使用料につきましては、前年に比べまして若干上がっております。その関係から、使用料金、森西委員の質問のときに電気料金のこと答弁申し上げたと思うんですけども、電気使用料につきましては、前年度に比べて減少はしてるんですけども、燃料費調整単価と再エネ発電促進賦課金単価というのが、平成24年度から比べますとそれぞれ上昇ということで、それが大きな要因だと考えております。

自己水源につきましても、若干増量という形になっておりますので、この部分と電力使用料、電気代の上昇ということでご理解いただけたらと思います。

○藤浦雅彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 福祉減免廃止の影響がどのくらい水道料金に影響してるかというご意見、ご質問があったかと思いません。従前の福祉減免につきましては、減免した分を一般部局から補填していただいたという状況になっておりますので、意見書に書いてあるこの一文につきましては、単なる数字の分析だと考えており

ます。

ここに書いてあるのは、収益的収入が873万5,000円減少したという事実があって、その中でいろんな項目、項目の分析をされたかと思えます。その中で、福祉減免の負担金の減少があったという事実、これに対して分析されておるものと考えております。

水道部といたしましては、補填されるという考え方に立ってますので、この分に対する影響はなかったものかと思っております。ただ、給水収益についてはやはり年々減っていくというような状況になっておりますので、今後ともこういう傾向は続くものかと考えております。

○藤浦雅彦委員長 小明課長。

○小明営業課長 先ほどの口座振替のご質問で、不納欠損との関係というふうなことについてお答え申し上げます。

不納欠損をふやさないために、先ほど申し上げましたように、やはり日々、営業課の職員が入金状況を確認して、また現地のほうに赴いて徴収するなり、その場で徴収することができなければ、今後どのようにしてお支払いをしていただくかというふうな納付相談をする中におきまして、便利な口座振替をご利用なされたらどうですかというふうなことで、持っていくケースもございます。

ですから、そういう料金徴収の場面で利用しているというふうな状況でございます。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘委員 そうしましたら、2回目なんですけれども、開閉栓業務の委託というふうなことで、一般競争入札では応募が1者だったというふうなことで、指名競争入札に切りかえてというふうなことでのご説明だったんですけども、そもそも、その以前の3年間、それが当初見

込んでたよりもぐっと安い金額で落札されててというふうなことで、今回はそんなに安くないだろうみたいなことで予算組みされてたというふうに見てるんですけども、ただ、その際に、業務が滞りなくやれてるのかとか、仕様書の中身とかを見直せないのかとかいろいろとそのときも話としては質問の中で挙がってたと思うんです。

ただ、そうしたことで実際、入札をやってみると、応募の業者がなかったというふうなことですけれども、そのところと、今回、前年だったら400万円台でできてた仕事が大体5年で割りましたら715万円ほどになりますかね。そういうふうになってるというふうなこととの関係です。仕事の中身と絡めて、どう見ておられるのか、もう一遍聞いておきたいというふうに思います。

あと、口座振替の関係でお聞きしましたのは、国保の担当からも議論をいろいろとお聞きしてるんです。国保のほうでは集金人が実際その端末を持って、小型のもので持って回れるというふうな、そういう説明でお聞きしてましたから、納付が自分でしにくい方、集金に来てもらって納付してる方、さまざまなケースの中で、これが本人にとっても手間が省けて便利ですよといったことで、大分、利用があるというふうな形で聞いておりましたが、水道のほうでいうと、余りそうでもないのかなというふうな感覚を持ちまして、聞きましたら、窓口のところに来られた方に対してはこういうようなのがあるということだと思っただけなんですけども、そもそも集金人がいてというようなことではないというふうには思うんですけども、料金未納の方、それぞれ事情があってとか、さまざまなケースがあると思うんですけども、無断転居でその分

の集金ができないというふうな、そういうケースをやっぱり少しでもなくしていくというふうなことでしたら、口座振替というのが大変効果はあるのかなというふうなことも思っております。

そういった意味では、水道職員が訪問していったみたいなことは、最近、いろんな詐欺事件とかの絡みで、そんなこともやっぱり難しいとか、いろいろありますけれども、何かしら手だてがないのかなというふうなことも感じてまして、質問させていただきました。その点、今後の展開なんかについて、もしお考えがあればお願いしたいと思います。

3点目の電気料金、自己水源にかかわってのところになりますけれども、電気料金の引き上げというなんは、一般家庭でも大分やっぱり痛いというふうに感じてますし、水道事業でいったら常に電力が必要な中で、大変たくさん使われるというようなことの中では、この影響も大きく出てきているというようなことは承知しております。

そうした中で、今、原発が停止している中で、再生エネルギーを利用していくような流れを世界規模で促進していくというふうなことの中で、各自治体の中で、水道部局の中に太陽光発電でありますとか、また、水力発電事業とか、そうしたものに組み込まれているところがあるようです。

今後、摂津市としても、導入当初のコストはかかるとしても、ランニングコストの中でカバーできるような、そういった見通しがいいのかどうか、今、検討していただけたらなというふうに思いますけれども、お考えを聞きたいと思います。

最後に、水道料金の福祉減免制度にかかわってなんですけれども、廃止になって1年以上過ぎておるわけですが、そん

な中で、当初から聞く声の中に、以前よりもやっぱり生活が苦しくなった、これはもちろん水道だけじゃなくて、消費税が上がったり、いろいろ物価が上がったり、そういうようなことも影響してるんですけども、そんな中で、一層、何かしら節約しないといけないというようなことで、節水意識に拍車がかかっているようなことを耳にします。

例えば、お風呂なんかでも、以前よりも入る回数を減らしたというふうな話であったり、また、トイレなどでも水洗で流すのを2回か3回かに1回しか流さないとか、そんな話を聞くと、本当につらいとか、切ない気分になります。

そうした意味では、表にあらわれている数字だけじゃないところで、市民の生活の中に、これはかかわってるんじゃないかなというふうにも思いますので、またそうしたことも考えていただいて、今後、消費税が上がったら自動的に上がっていくみたいな水道料金の話、この間もされて、その面についてもやっぱり心を痛めてるんですけども、今後、こうした動きについては、できるだけ市民の皆さんの生活実態を鑑みて、検討いただきたいです。この点は答弁は結構です。

○藤浦雅彦委員長 答弁をお願いします。

小明課長。

○小明営業課長 それでは開閉栓業務委託についてでございますけど、業務内容といたしましては、開閉栓の電話受付、それから、現地での作業、それから、料金システムへのデータの入出力、それと、閉栓時に現地における現地精算を希望される場合には、現地での料金を収納したりしていただいております。それと、あとは各日報、月報、それから年報の作成等というふうなことになると思います。

おっしゃいましたように、債務負担行

為の割には落札率が低くてということで、その辺の前回の業務内容から仕様書をごろっと変えるというふうな見直しはいたしておりません。

といいますのは、前回出して、出した仕様書に基づいて、やはり毎月、毎日、日報が出てきまして、全体の流れを見ている中で、特に業務内容に不備があると、そういうことではございませんので、特に見直しておりません。

ただ、落札率が低いというのは、やはり今回の請け負った業者さんはわかりませんが、前回の40%で落としたところに聞きますと、やはりこの近辺でそういう仕事についてない方、無理をしてもそういう仕事が欲しかったというふうなことも伺いました。

ですから、今回の8者のうちで、今回落札したところにつきましても、そういうふうな気持ちがあるのかどうかはわかりませんが、特に落札率が低かったということで、業務に対して支障が出ているというふうなことは、今のところはございません。

それと、口座振替の今後の展開ということで、先ほど申し上げましたように、やはり窓口に来られて、自主払いの方ですから、口座振替できますよ、それから電話を受けて、どうしても高齢の方で来れないとかいう事情があって来れない方については、先ほど委員もおっしゃったように、水道部のほうとしても2台ございますので、1台、職員が持って行って外でそういう手続をしていただけるということやっておりますので、今後もこういった方向で展開はしていきたいなということ考えております。

○藤浦雅彦委員長 末永工務課長。

○末永工務課長 弘委員の2回目のご質問に答えさせていただきます。

年報にございました電気料金、使用料金、その中で、エネルギーの活用について、ほかのエネルギーをどのように活用、何か方法がないのかというお話ですが、他の水道事業体、いろいろ土地的というか、地理的なものもございます。

もう一つ、太陽光発電について、うちの浄水場は比較的狭いほうの浄水場でございます。広い土地をお持ちの浄水場におかれましては、太陽光発電、十分設備をつくる場所もございますし、その辺で大きな電力を確保できるかとは思いますが、私どもの持っている施設の中で、なかなかそういう用地がございまして、なかなか土地的に設置が難しいのかなと。無理して建物に付けるという方法もございしますが、ただ、太中浄水場、各送水所の電気を使う量を鑑みまして、電力量がかなり多く、一般家庭とまた違うものでございます。

それともう1点ポンプですね、水圧で電力を確保すると。大阪府下でも南部のほうに行きましたら、そういうふうに使われている市もございます。ただ、その辺は私どもの市、大阪府下でも数少ないんですが、私どもの市は全て加圧でやっております。ただ、山がある自治体におかれましては、自然流下というふうな、一気に山の上でためて、下ってくるというふうな部分もございます。そうなりますと、その辺で下ってくるエネルギーを電力に変えるというふうな方法が、利用ができると思います。

ただ、摂津市の場合、ポンプで送るのが精いっぱい、それ以上の電力を確保する装置を通して、それだけ電力を確保できるかといったらなかなか難しいというふうな現状で、両者にも言えることなんですが、地域性と申しますか、土地の活用方法の違いで、検討はさせていただ

いたんですが、なかなか難しいかなというふうなところでございます。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。1点目の開閉栓業務ですね、この部分でお話いただきましたように、かなり業者も無理してやられてたのかなというふうなことも、一定わかるんですけども、その400万円台から700万円台にぐっと上がってる、支出がふえてるというふうなことでありますから、そこらあたりのところが、予算のときの議論が生かされた中身だったのかなというふうなことで、疑問にも感じましたし、確認もしておきたいなというふうに思っていました。

そうした中で、業務に支障は来してないというようなことでありますが、5年間の契約ですので、中身についてはきちっとチェックもしていただいて、今後、そういう公的な仕事にかかわってるところが大変な状況に追いやられているというふうなことについても疑問を持つところですけども、その点についてはきちっと今後の経緯を見ていきたいなというふうに思います。

2点目の、口座振替の関係のところ、不納欠損が減らしていけたらなというふうなことを思って提案させていただいているんですが、払える資力があるのになかなかそうならないというふうな感じのところがあれば、やっぱりそこところはきちんとというふうなこともありますし、近年社会状況の中でこういう不納欠損というのがあると思いますので、今後についてもきちんと取り組んでいただけるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、電力の関係ですね。検討はしたんだというふうなお話です。以前から、環境政策課にはこうした太陽光だったり

水力だったり、そうした活用がもっと市内でやれないのというふうなことをお聞きして、そういった中でも、やれるところからというふうな、そういった形の答えだったというふうに思うんです。

水力発電などでも、大きな高低差がないと取り組めないのかなというふうなことも、私もそういう認識あったんですけども、どうもそうでもないんだなというふうなことなんか、よその取り組みを見てたら感じられました。

関東のほうで、埼玉県や東京都なんかの都市部とかでも随分やられているところがあるということで見えております。

ぜひ、全国的な状況も見えていただいて、初期の投資で経費を浮かしていくことができるんだったら、企業努力としても効果的な方向に取り組んでいていただきたいというふうに思います。もちろん費用対効果というようところが大前提にあるのは承知しておりますけれども、こうした取り組みについても再度、ご検討いただきたいと要望もしておきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時40分 休憩)

(午後4時42分 再開)

○藤浦雅彦委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○藤浦雅彦委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定をいたしました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○藤浦雅彦委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定をいたしました。

認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○藤浦雅彦委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定をいたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後4時43分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 藤 浦 雅 彦

建設常任委員 森 西 正